

目 次

第 1 号 (12月11日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	3
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第7号)	
	日程第5 議案第99号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第4号)	
	日程第6 議案第100号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)	
	日程第7 議案第101号 令和2年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	
	日程第8 議案第102号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第3号)	
	日程第9 議案第103号 令和2年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
	日程第10 議案第104号 令和2年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)	
	日程第11 議案第105号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)	
	日程第12 議案第106号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	
	日程第13 議案第107号 南越前町の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	
	日程第14 議案第108号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について	
	日程第15 議案第109号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第16 議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第17 議案の常任委員会付託	
8	散会	22

目 次

第 2 号 (12月14日)

1	出席議員	23
2	欠席議員	23
3	説明のための出席者	23
4	職務のための出席者	23
5	議事日程	23
6	本日の会議に付した事件	23
7	議事	
	開議	24
	日程第1 一般質問	
	喜村喜代治	24
	山本 徹郎	30
	山本 優	37
	大浦 和博	42
	加藤 伊平	49
	高橋 宏介	54
	平谷 弘子	61
	城野 庄一	66
	熊谷 良彦	70
8	散会	73

目 次

第 3 号 (12月18日)

1	出席議員	74
2	欠席議員	74
3	説明のための出席者	74
4	職務のための出席者	74
5	議事日程	74
6	本日の会議に付した事件	75
7	議事	
	開議	77
日程第 1	議案第 98 号 令和 2 年度南越前町一般会計補正予算(第 7 号)	
日程第 2	議案第 99 号 令和 2 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第 4 号)	
日程第 3	議案第 100 号 令和 2 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 3 号)	
日程第 4	議案第 101 号 令和 2 年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)	
日程第 5	議案第 102 号 令和 2 年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第 3 号)	
日程第 6	議案第 103 号 令和 2 年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	
日程第 7	議案第 104 号 令和 2 年度南越前町下水道特別会計補正予算(第 1 号)	
日程第 8	議案第 105 号 令和 2 年度南越前町水道事業会計補正予算(第 2 号)	
日程第 9	議案第 106 号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	
日程第 10	議案第 107 号 南越前町の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	
日程第 11	議案第 108 号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第 12	議案第 109 号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第 13	議案第 110 号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	各常任委員長報告	
日程第 14	議案第 84 号 令和元年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
日程第 15	議案第 85 号 令和元年度南越前町水道事業会計決算認定について	
	各特別委員長報告	
日程第 16	議案第 111 号 南越前町教育委員会委員の任命について	
日程第 17	議案第 112 号 南越前町教育委員会委員の任命について	
日程第 18	南越前町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	
日程第 19	発議第 2 号 北陸新幹線敦賀開業の遅れに伴う福井県並行在来線準備会社に対する財政支援を求める意見書の提出について	
日程第 20	議員派遣について	
8	閉会	89

令和2年12月南越前町議会会議録

招集の告示 令和2年11月27日 南越前町告示第179号
招集の期日 令和2年12月11日
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 12月11日(金)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村 喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 井上 利治
10番 生駒 一義	11番 秋田 重敏	12番 平谷 弘子
13番 山本 優	14番 丸岡 武司	

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 7番 平泉 初男 8番 加藤 伊平

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	藤原 十三夫		
総務課長	北野 徹	観光まちづくり課長	関根 将人
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	西村 成男
農林水産課長	山岸 健	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教 育 長 上田 康彦 事務局 長 坂井 浩伸

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 幸彦 書 記 関 敏宏

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第7号)

議案第99号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第4号)

議案第100号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第101号 令和2年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

議案第102号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第3号)

議案第103号 令和2年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第104号 令和2年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第105号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)

議案第106号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

議案第107号 南越前町の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

議案第108号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第109号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案の常任委員会付託

開 会

〔開会 午前10時00分〕

○議長（秋田重敏君）開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、議会運営及び町政発展のために、ご理解とご協力をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

また、岩倉町政も、厳しい財政にも関わらず、順調に推進されており、住民福祉向上及び安全・安心なまちづくりのために、ご尽力いただいておりますことに対しまして、心より感謝を申し上げます次第でございます。

さて、師走に入り、日に日に慌ただしさが増してまいりましたが、今年も残すところあとわずかとなってまいりました。

この一年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、16万以上の方が感染し、重症化に伴って現在までに2千人以上の方が亡くなっております。福井県においても感染症第3波が続いている状況であり、300人以上の方が感染し、現在までに11名もの尊い命が亡くなりました。亡くなられた方々に心より哀悼の意を表したいと思っております。また、医療現場におきましては、感染症の拡大に伴い、医療関係者の負担、医療従事者の不足など各種の問題も生じる中、感染症治療に尽力をいただいているところであります。医療業務に従事する皆様に対し、感謝と敬意を表するものであります。

さて、南越前町におきましては、新型コロナウイルス感染症に関し、各種イベントなどの事業の中止・縮小や、教育現場においては、3月から5月にかけての学校休校措置、外出の自粛、飲食店などに対する休業要請など住民生活や地域経済に対して多大な影響があった1年だったと存じます。1日も早く安心して安全な新型コロナワクチンの完成や治療薬の開発がなされ、従来のような平穏な生活が戻ってくることを念願するものであります。

一方、今年は、日本への台風の上陸は1度もない年でありまして、非常に珍しい年でもありましたが、7月には豪雨災害により西日本をはじめとする日本各地において、河川の氾濫、土砂災害の発生により、多くの方が被災され、お亡くなりになった方も多くおられました。これらの災害で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からご祈念申し上げます。幸いにも、私たちのところでは、大きな災害はありませんでしたが、今年の冬は寒くなるとの予想もありますので、これからの本格的な冬に備えて行っていただければと存じます。

また、南越前町、敦賀市、長浜市に点在する鉄道遺産が本町２つ目の日本遺産の認定を受けましたことは、誠に喜ばしい出来事であったと存じます。

さて、今期１２月定例会では、各会計補正予算や条例改正などの重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、慎重審議いただきますようお願いを申し上げます、開会のごあいさつといたします。

ただいまより、令和２年１２月南越前町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

[午前１０時０６分]

会議録署名議員の指名

○議長（秋田重敏君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、７番 平泉初男君、８番 加藤伊平君を指名いたします。

会期の決定

○議長（秋田重敏君）日程第２ 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、去る１１月１３日と１２月４日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）議会運営委員長 丸岡 武司君。

○１４番（丸岡武司君）それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。令和２年１２月定例会の運営につきまして、去る１１月１３日及び１２月４日に正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し、決定いたしました結果につきまして、ご報告いたします。

会期につきましては、本日より１８日までの８日間といたします。議会の日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりであります。議員

各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（秋田重敏君）お諮りいたします。ただいまの丸岡委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から18日までの8日間としたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの8日間とすることに決定しました。

諸 般 の 報 告

○議長（秋田重敏君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。9月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元に配付してあります諸報告のとおりです。次に、監査委員から送付されました例月出納検査及び定期監査の結果については、お手元に写しを配付してありますので、ご覧願います。これで、諸般の報告を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（秋田重敏君）次に、日程第4 議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第7号）から日程第16 議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの13議案を一括して上程いたします。

提 案 理 由 の 説 明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） 本日ここに、令和2年12月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末を控えた大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、収まりの見えない新型コロナウイルス感染症ではありますが、10月下旬から第3波ともいえる感染の波が全国にわたり拡大をいたしまして、感染者数も17万人にもおよび、ほとんどの都道府県が感染が拡大する注意地域となり、国が示す感染状況のステージでもⅢ・Ⅳ段階に匹敵する都道府県が目立ち始め、感染者数はさることながら重症者数や病床の逼迫度も予断を許さない状況となり、緊急事態宣言目前の状況となっております。このような中でも、国が進める「Go To」諸事業については、一部の除外地域はあるものの万全の感染対策を進めるのを条件として継続をされて、感染症対策と経済対策が二面的に進められています。

福井県にあっては、第1波、第2波の感染者数がそれぞれ122名で合計244名となっておりますが、第3波となる10月下旬以降の感染者数は87名となりまして、感染者数合計は331名となっているところであります。本町では幸いにも第1波、第2波でそれぞれ1名の方々の感染が確認されたのみに留まり安堵しているところであります。町といたしまして、町民の皆様への正しい認識と予防をはじめとする感染症対策に一人一人がしっかり取り組んでいただいている結果でありますので、深く感謝を申し上げます。年が明けますと、このウイルスに対するワクチン接種の方向性が国から示される予定ではありますが、一足飛びに収束に向かうことは考えにくいことから、これからもこのウイルスと正面から向き合い、継続的な感染対策と適時適切な経済対策を実行し、ブレーキとアクセルを使い分けるように進めていく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたすとともに、皆様におかれてましても、なお一層の感染症対策に取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。

さて、本年も7月に梅雨前線の停滞によりまして、豪雨災害が熊本県をはじめとした九州地方と四国、近畿、中部、東北地方等広範囲な府県で発生いたしまして、80名を超える死者や1,000棟を超える住家被害をもたらしたところではありますが、幸いにも本年は毎年、甚大な被害をもたらす台風の日本列島への上陸はゼロでありまして、平成20年以来12年ぶりの記録となっているところであります。

町といたしましても、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での風水害にお

ける避難所の開設、運営は大きな課題でありまして、昨年、県が発表した千年に1度の確率で発生が予想される洪水による浸水区域の中に、多くの指定避難所が含まれている現状についても危惧をいたしているところであります。今後、指定避難所の適切な開設や開設時での感染症対策である三密の回避やゾーニングなど、地域防災計画の修正も含めまして、適切な対応を行うこととし、安全で安心なまちづくりをすすめることといたしますのでご理解をお願いするところであります。

次に、今年はツキノワグマが山里など集落に頻繁に出没するニュースが全国的に多く報道されております。本町におきましても、9月中旬から町内各地で24件の目撃情報等が寄せられまして、杉谷区及び古木区では人身被害も発生しております。11月までは町民の皆様に対して注意の呼びかけや巡回パトロールを実施したところでありますが、12月に入りましても冬眠に入る前の熊が出没する恐れがございますので、今しばらくご注意をいただきたいと思っております。

次に、上野区で整備を進めておりました南越清掃組合新ごみ処理施設が、同組合第1清掃センター「エコクリーンセンター南越」として、来年4月、本格稼働をするのにさきがけまして、12月8日、同施設で火入れ式が執り行われました。来年1月4日から管内1市2町から出される可燃ゴミについて受け入れを行い、3月までの試験運転を経て4月からの本格運転につなげる予定であります。

この施設は、ストーカ式焼却炉を採用し、1日24時間運転で84トンの処理能力を持ち、850度以上の高温でゴミを完全燃焼することからダイオキシン類の発生を抑制するとともに、最新の技術によりまして有害物質を取り除くほか、ゴミを燃やしたときに発生する熱を蒸気として回収し、蒸気タービン発電機によりまして発電をし、施設内外で利用することとなっております。地元集落、上野区のほか、周辺集落の皆様のご理解によりまして運転の運びとなりましたこと、改めまして深く感謝を申し上げる次第であります。

次に、北陸新幹線敦賀開業であります。建設工事の遅延から当初の計画である令和5年3月から約1年半遅れるとの見通しが与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの会合で国土交通省から報告され、12月上旬を目途に国土交通省が設置する検証委員会で工期短縮と建設費縮減について取りまとめる報道等がなされているところであります。開業後、経営が分離される並行在来線を担当します第三セクター運営会社の経営にも大きく影響することや開業年月にあわせ進めてきた沿線自治体の地域開発や振興策にも関わることから、今後の動向について注視が必要で、県や沿線自治体が一丸となりまして、なんとしても予定通りの開業を国に求めていかなければならないと考えるところであります。

次に、明るい話題といたしまして、このほど福井市、越前町、南越前町にまたが

ります越前海岸の水仙畑や集落の景観を重要文化的景観に選定するよう国の文化審議会から文部科学大臣あて答申がなされたところであり、花の栽培地では全国で初めてということであり、町にとって大変喜ばしいことでもあります。

本町では、糠集落522.4ヘクタールが景観地として選定を受けまして、その中で水仙畑0.4ヘクタールをはじめ集落や寺社などが重要な構成要素として保護の対象となりました。昨今の獣害により壊滅状態となりつつある水仙畑ではありますが、この機会をとらえまして、獣害対策をはじめ、すばらしい景観の保存について、生産者や地元集落と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

次に、安倍晋三前内閣総理大臣の後継に、安倍政権下で官房長官を勤められた菅義偉氏が、9月16日に第99代内閣総理大臣に選ばれ、直面する新型コロナウイルス感染症対策や経済対策など手腕を発揮されておられるところでもあります。本町におきましても、財政をはじめ行政全般にわたりまして、国の十分な指導・支援をいただけるよう本県選出の国会議員の先生方を通じながら要請活動を展開するところでもあります。

最後に、財政面では、今後も引き続き、地方交付税や電源交付金の大幅な削減が予想されております。大変厳しい状況にあります。今後ともしっかりと町の行財政改革に取り組みながら、全ての町民が安全で安心して暮らせるよう、これからの地方自治の抱える課題の解決に取り組んで行かなければならないと考えているところでもあります。

さて、それでは、ここで私が令和2年度に取り組んでおります「6つのまちづくり事業」の具体的な事業につきまして、その進捗状況などの事業報告をさせていただきます。なお、本年3月定例議会で掲げさせていただいた内容に加えまして、その後、喫緊の対策を必要とした新型コロナウイルス感染症対策につきまして、それぞれの項目に追加して説明をさせていただきます。

まず、一つ目の「町民に優しいまちづくり」であります、

一、障害の有無に関わらず、誰もが身近な地域でいつまでも暮らし続けることができる、思いやりと支え合いのまちづくりのため、自立支援サービスなど障害者福祉施策を推進していきます。

一、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の見守り・支え合い体制を推進しております。

一、高齢者の社会参加による介護予防の推進を図るため、住民の主体的なつどの場である「地域ふれあいサロン」について、感染症予防に努めながら継続できるよう支援しております。

一、小学校就学前の子どもを持つ保護者や地域の多様化するニーズに応えるため、民間を含む認定こども園2園と保育所2ヶ所において、発達や状況に応じたきめ細やかな教育・保育を提供しております。

一、子育て親子の交流等を促進する子育て支援センター3ヶ所において、地域の子育て機能の充実を図るとともに、お父さんの育児参加を推進しております。

一、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対しまして、授業の終了後に学童保育（放課後児童クラブ）活動を通じて、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図っております。また、ゆとりある活動の場を提供するために、旧南条幼稚園を南条児童館に改修する工事を実施しております。

一、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るために、病児・病後児保育および一時預かり保育のすみずみ子育てサポート事業にかかる利用料の軽減を拡充しております。

一、子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点において、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる相談体制の強化と気軽に相談することができるオンライン相談窓口を提供することによりまして、切れ目のない支援の充実を図っております。

一、新生児聴覚検査の費用を助成し、聴覚障害が疑われる児への早期治療、早期療育に向けた支援の充実を図っております。

一、療育のため、町外の病院や施設に通院・通所する乳幼児の保護者に支援金を支給いたしまして、早期治療、早期療育の促進を図っています。

一、妊婦及び高校生までの子どものインフルエンザ予防接種費用を全額助成することによりまして、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、インフルエンザの発症及び重症化予防の徹底に努めております。

一、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成の対象年齢を18歳までとし、窓口の無料化を実施し、福祉の増進を図っております。

一、昨年度から実施しておりますメタボリックシンドロームのリスクを有する方を対象に、民間企業と連携をいたしまして運動指導と食事の指導管理を行う健康増進プログラムは、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクがあることから中止といたしまして、代替事業として、禁煙を希望する方を対象に、禁煙支援プログラムを実施をいたしまして、町民の健康意識とがん予防意識の向上を図っております。

一、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子育て世帯への経済的影響を緩和するとともに、子育て世帯の生活を支援する観点から、18歳までの子ども一人あたり3万円の子育て支援特別給付金を支給いたしました。

一、新型コロナウイルス感染症拡大対策として、密をさけて活動を実施できるようにするために、南条保健福祉センターの多目的広場の空調設備の整備を実施しております。

一、地域に根ざした身近な医療機関の役割を果たし、利用者の視点に立って良質な医療サービスを提供するために、今庄・河野診療所の超音波画像診断装置の更新を行うなど、医療資源の効率的かつ効果的な活用に努めております。

一、新型コロナウイルス感染症拡大を抑制するために、今庄診療所・河野診療所・今庄老人保健施設の自動水栓化をはじめ、今庄・河野診療所において発熱外来での診療体制を整え、今庄診療所の発熱外来診察室整備や今庄・河野診療所にA Iセンサーカメラ、クリーンパーテーション、空間除菌装置、ポータブルX線撮影装置を整備いたしました。

一、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者等に対しまして、保険税の減免を行っております。

次に、二つ目の「安全安心して暮らせるまちづくり」であります。

一、地域の防災力を高めるために、集落の「共助」による自主防災組織の設立及び活動を支援するために、集落説明会及び既存組織への支援事業を実施しております。

一、新型コロナウイルス感染症対策として、町内3,419世帯に町民一人当たり10万円の特別定額給付金を交付するとともに、3,080世帯にマスク購入費助成金を交付いたしました。

一、交通事故の抑止を図るため、高齢者ドライバーの免許自主返納を促進しております。一方で、高齢者が安全安心して運転できるようドライブレコーダーの設置を支援し、高齢ドライバーの安全運転意識の向上、交通事故抑止及び事故発生時の被害の軽減化を図っております。11月末で免許の自主返納件数でありますけれども、54件、ドライブレコーダーの設置補助については92件となっております。

一、犯罪の抑止及び事後解決のための検証手段として、ウォーターランド南条の敷地内に防犯カメラを4台設置をいたしました。

一、いかなる災害が発生しても尊い人命、そして財産を守り、機能不全に陥らない強靱な地域を作り上げるために、南越前町国土強靱化地域計画の策定に向けて取り組んでおります。

一、地域の活力を維持するために、地域おこし協力隊活動のほか、地域の若者や関係人口など、多様な人が地域に関わる取組を促進しております。

一、交通弱者が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、公共交通の持続

可能な運行体系を維持し、地域住民が安全に安心して外出できる交通手段の運用に取り組んでおります。

一、本町の自然的景観、歴史的景観などの多様で豊かな景観資源を活用しました景観づくり事業を推進することで、良好な景観維持と観光誘客を図るために関係団体に支援するなど協働し取り組んでおります。

一、新型コロナウイルス感染症拡大を抑制するために県と共同いたしまして、中小企業休業等要請協力金を町内53事業者に支給いたしました。加えて、消費者や店舗従事者の安全安心を確保するための取り組みに対しまして、商工会感染予防対策支援事業補助金を交付いたしました。

一、新ごみ処理施設の令和3年1月の稼働に向けまして、南越清掃組合とともに近隣地域の理解促進と地域振興を図っております。併せて、搬入路の安全性確保のため進めておりました町道鑄物師阿久和線の道路改良工事が完了いたしました。

一、国道8号、国道305号、国道365号、県道中小屋武生線等の地域間を結ぶ幹線道路の改良促進を図っております。

一、国道365号栃ノ木峠の道路改良事業は、明かり部の工事に着手しておりまして、早期完成に向けて滋賀県長浜市ほか関係市町と連携をいたしまして、滋賀・福井両県や関係機関に強く要請いたしました。

一、雪に強い道路交通網の整備の実現に向けまして、国道365号東大道地係～脇本地係間の消雪施設整備に着手をいたしました。また、町道日野団地線の消雪工事を一部実施いたしました。併せて、除雪事業者の安定した確保を図るために、除雪待機時の補償制度を導入すると共に、除排雪機械購入に対する補助を行いました。

一、町道脇本上平吹線の上平吹橋の架替工事を令和3年度の完成を目指して実施いたしてます。

一、橋梁の長寿命化を図るため、上牧谷地係の殿ノ上橋、瀬戸地係の一ノ瀬橋などの補修工事に着手いたしました。

一、道の駅「河野」における道路利用者の利便性の向上を図り、より地域の魅力を発信していくために活力ある取組みを実施しております。

一、若い世代の定住を促進するための定住政策といたしまして、住宅取得促進事業補助金を2件、住宅新築促進事業補助金が11件、ふるさと企業活性化支援事業が4件、空き家住まい支援事業が8件などを交付する予定であります。

一、南条第2保育所跡地を活用した「東大道住宅」については、子育て世帯及び新婚世帯の居住の安定のための町営住宅建設に着手いたしました。また、新たな

分譲住宅団地として、湯尾北府団地の分譲を開始し全8区画の販売が完了いたしました。

一、空き家の利活用については、空き家相談会を開催するなど、空き家に対する所有者の意識を高めていくとともに、空き家情報バンクの登録を促進しまして、現在6件の空き家が登録されています。また、空き家周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正管理を推進いたしております。

一、近年、頻発する自然災害による土砂流出や法面崩壊に対応するため、砂防河川等の浚渫を実施します。また、新たに上牧谷区宮ヶ谷川が砂防事業に採択されました。

一、老朽化した下水道施設の設備の修繕として、今庄中部地区農業集落排水処理施設の汚泥引抜ポンプの修繕、南条浄化センターの汚水ポンプの修繕や河野浄化センターの攪拌装置の修繕等を行いました。

一、老朽化した水道施設を計画的に更新していくため、管内の漏水調査により有収水量の回復を図るほか、奥野々浄水場の膜ろ過洗浄機の修繕、今庄浄水場のろ過装置活性炭ろ材入替修繕、河内浄水場の膜モジュールの修繕、大良浄水場の膜モジュールの修繕等を行いました。

一、昨年3月に改定をいたしました水道ビジョンで計画をいたしました今泉配水区管路更新事業の設計業務を着手いたしました。

次に、三つ目の「生き生きと働けるまちづくり」であります、

一、南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業を創設いたしまして、遠距離の勤務地に高速道路で通勤する方の費用及び身体的負担の軽減を図るとともに、短縮された通勤時間を有効に活用できるよう、ワークライフバランスの充実を促しております。

一、ふるさと納税制度を活用し、地元特産品等のPR・販売促進や、自主財源の確保に努めております。

一、企業活動の活性化及び安定した雇用の確保に向けまして、鯖波工業団地拡張事業の測量・設計作業に着手いたしました。

一、町内観光協会・町内観光ボランティアと連携をいたしまして観光客の受け入れ態勢を整え、一般社団法人南越前町観光連盟とともに観光情報の発信や観光客の誘致に向けた取組みを促進しております。

一、今庄駅内の観光案内所「今庄まちなみ情報館」、右近家離れの観光案内所「どっときたまえ」、「河野地区コンビニエンスストア一体型施設」などにおきまして、民間と協働して地域の魅力を発信するとともに、特産品や土産品の販売を促進しております。

一、「北前船寄港地・船主集落」として日本遺産に認定されました「河野北前船主通り」へのさらなる誘客拡大を図るとともに、ガイド育成に努めております。併せて、国重要文化財「中村家住宅」の一般公開に向けまして、引き続き国・県とともに大規模保存改修事業や保存活用計画の策定を支援するとともに、協働し取り組んでおります。

一、「長浜市・敦賀市・南越前町観光連携協議会」を中心に取り組んできました日本遺産の認定について、「旧北陸線トンネル群」などの鉄道遺産で構成されるストーリーが本年6月に日本遺産に認定されました。新たな観光ルートの開発、そして域内外でのプロモーションなどの取組みに加えまして、国から財政的支援を受けまして施設整備に向けた準備を進め、3市町連携による広域観光や鉄道遺産を活用したまちづくりの実現に取り組んでまいります。

一、新型コロナウイルス感染症対策として飲食店等事業者の経営の持続化及び家庭調理の負担軽減を図るために、商工会と協働いたしまして「コロナに負けるな！山海里応援弁当」と銘打ちまして、飲食店等活性化事業に取り組みました。また、商工会の安定的な運営を支援するために、商工業者組織持続化支援事業補助金を交付いたしました。さらに、事業者の経営の持続化と町内における消費喚起のため、電子決済サービスP a y P a yを活用した消費活性化ポイント付与事業を実施しました。

一、新型コロナウイルス感染症拡大により資金繰りなどに影響を受けた事業者に対しまして、実質無利子無担保の南越前町中小企業経営安定資金の特別融資を実施するとともに、旅行宿泊業や交通事業者等の小規模事業者の経営持続化を支援するために小規模事業者応援給付金を交付いたしました。

一、新型コロナウイルス感染症の影響により衰退した本町への旅行需要の早期回復を図るために、町内宿泊施設を利用する町外からの観光客に対してクオカードを進呈する南越前町宿泊客誘客促進事業に取り組んでいます。

一、地域の農業を守り、農地の保全を図るために、集落営農の組織化や担い手への農地の集積、集約化に向け、集落説明会を実施いたしております。また、担い手へ農振・農用地の約58%にあたる670haの集積を行っております。

一、生産規模の小さい中山間地域の営農活動を支援するため、集落アドバイザーを設置するとともに、生産組織等に対しまして機械等の整備支援を実施しております。

一、地域活力の創出と生活環境の維持・発展を図るために、20の集落が行う30事業に対して「山海里集落支援事業補助金」を交付しまして、活力ある集落づくりを実施しております。

一、本町の中山間地域の農地を適正に保全し耕作放棄地の発生を抑えるために、多面的機能支払制度を活用し、47集落、845haの農地及び中山間地域等直接支払制度を活用しまして、14集落、94haの農地に対する保全管理活動を支援しております。また、中山間地域農地保全事業を活用しまして、耕作に取り組む組織や農家に対する支援を実施しております。

一、農業用施設の中長期的な整備を促進するために、県営中山間地域総合整備事業の基本計画に基づきまして、本年度は、10集落において測量・設計業務及び排水路整備、消雪整備、客土工事、パイプライン整備、ため池改修を実施しております。

一、鳥獣害対策の基本である、捕獲・追い払い・防御を効率的に行うために、地域ぐるみの被害防止活動を支援するとともに、個人が設置する電気柵、ワイヤーメッシュ柵の資材購入への助成や、集落単位の獣害防止策に対する資材購入に対する支援を行っています。また、シカなどの侵入を防止するため、集落単位の恒久柵整備を行う12集落に対しまして、資材の提供や設置に対する支援を行っています。

一、森林資源の活用を図るために、GPS測量による森林境界の明確化作業に取り組む7集落に対する支援を実施しております。

一、木材産業の活性化を図るために、23の森林経営計画を策定いたしまして、町産材の搬出を促進するため森林整備を進めまして、木材出荷等の木材産業活性化の取組みに対して支援を行っています。

一、森林環境譲与税を活用しまして森林整備の促進を図るために、山際の森林現況の調査及び意向調査ならびに間伐材の搬出を促進するための支援を実施しております。

一、水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るために、糠漁港離岸堤嵩上工事、糠上長谷船揚機能保全工事を実施しております。

一、新型コロナウイルス感染症対策として、国が実施をします経営継続補助金に上乗せ補助を行いまして、地域を支える農林漁業者の経営の継続を支援いたします。

一、地方創生の拠点として整備している南条サービスエリア周辺地域振興施設の建設に着手いたしました。本町及び福井県の魅力を効果的に発信する地域活性化・交流促進の拠点となり、交流人口の拡大、定住人口の増加に寄与するために、引き続き地元協議会や指定管理予定者との協議を重ねまして、令和3年秋の開業に向け整備を進めております。

次に、四つ目の「人と文化を育むまちづくり」であります。

一、今庄宿の重要伝統的建造物群保存地区の来年度の選定に向け、南越前町伝統的建造物群保存地区保存審議会を開催いたしまして、年内に文化庁に申出します。併せて、重要伝統的建造物群保存地区に対する地域住民の理解と協力を得るための取組みを一層進めてまいります。

一、国指定文化財の史跡杣山城跡を将来的に望ましい状態で保存・活用するため、本町の史跡杣山城跡整備基本計画に基づき測量・設計業務、居館跡の整備工事を実施しています。

一、外国語教育の充実と学力の向上を図るために、小学校に引き続きALTを派遣し、小学校4校を巡回して教員とティームティーチングを行うなど、子どもたちが外国語に触れやすい環境を整備しています。また、中学校3年生を対象に外部検定試験に要する受験料を助成し、外国語教育の充実を図っています。

一、令和4年4月を目標に三つの中学校を新しい一つの中学校に統合するため、保護者代表、地域住民代表、学識経験者等で組織する南越前町立中学校統合準備委員会を立ち上げまして、現在までに3回開催いたしました。学校名や校歌、校章、制服、通学方法、部活動などについて、準備委員会からのご意見を踏まえながら令和4年4月の開校に向けて準備を進めております。併せて、生徒の交流や施設整備などの準備を進めております。

一、限られた財源や人員でトータルコストの縮減や予算の平準化など戦略的に学校の施設整備を進めるため、学校施設長寿命化計画を現在作成しております。

一、青少年育成代継基金を活用したふるさと教育の推進事業につきましては、コロナ禍の影響によりまして、現在、1学期に1回、学校給食で町の伝承料理、地場産品等を使用した山海里ふるさとランチ事業のみを実施しております。

一、平成26年度から実施しております「学校におけるICT環境の整備計画」に基づきまして、1人1台端末環境の有効活用に向けまして、現在、全小中学校に児童生徒用タブレット770台と各家庭への児童生徒用タブレットの持込みに対応するためのモバイルルータ100台を年度末までに整備いたします。併せて、学校内の学習活動に適したネットワーク環境の整備と教員のICTを活用したさらなる指導力向上を図っていきます。

一、次世代へ地域文化を継承するために、町立図書館におきまして、地域に関わる貴重な資料の積極的な収集、整理、保管に努めております。

一、誰もががスポーツに親しめる環境づくりを進めるために、生涯スポーツの普及や指導者および競技団体の育成・充実を図り競技力の向上を進めております。また、新型コロナウイルス感染症対策を採りつつ、生涯スポーツの振興による健康・体力づくりを進めるとともに、国体遺産を活用した住民交流イベントの取組

を企画し、推進しております。

一、新型コロナウイルス感染症の影響で一年間延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた機運醸成を図るために、令和3年5月29日に本町で行われる聖火リレーなどの様々な取組の準備を進めております。

次に、五つ目の「住民主体のまちづくり」であります、

一、次世代のリーダー育成講座をコロナ禍において今年度はやむを得ず中止としましたが、来年度に向けて感染防止対策を徹底し講座の準備をしております。

一、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底し、老若男女が共に学びあえる生涯学習の充実に努めます。また、まちづくり推進員や地域活動団体が協力いたしまして、コロナ禍で感染防止対策を遵守し安心・安全に地区公民館を拠点としたまちづくり活動の推進を図れるよう支援しております。

一、地域活動の担い手である社会教育団体の自主的な活動と結束力の強化推進により、更なる活動の充実に努めるよう支援しています。

最後に、六つ目の「効率的な行財政運営によるまちづくり」であります、

一、厳しい財政状況の中において、多様化する住民ニーズに的確に対応し、良質な行政サービスを今後も確実かつ効率的に実施するために、適正な予算水準の確保と執行、基金の運用、地方債の抑制など、適度な財政運営に努めていきます。

一、公共施設の最適配置と適正管理のため、公共施設個別計画の策定に取り組んでいます。

一、職員の超過勤務等の削減により長時間労働によるストレスの解消や効率的な業務遂行に努め、心身ともに健康な状態で勤務できるよう「働き方改革」を推進しております。

一、紙文書の削減、時間や場所にとらわれない働き方の実現、災害発生時等における対応を想定し、「電子決裁及びテレワーク制度」の導入に取り組んでいます。

一、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、第2次南越前町総合計画（後期基本計画）ならびに第2期南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の計画に基づいた施策の実施と進捗管理に取り組んでおります。

一、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた町内における観光・移住施策等の立案や行動に取り組む学生の挑戦を応援いたしまして、持続可能な活力ある地域づくりを推進するために、南越前町みらい創造活動推進事業に取り組んでおります。

一、農業集落排水処理施設の老朽化への対応や施設全体の機能を計画的に維持していくために最適整備構想の策定に着手をいたしました。

以上、令和2年度に取り組んでおります「6つのまちづくり事業」の具体的な事業の進捗状況についてご説明を申し上げます。

今後とも、より一層、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

それでは、12月定例議会に提案いたしました、各議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

提案いたしました議案は、補正予算に関するものが8件、条例の一部改正に関するものが5件の合計13件であります。

最初に、議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算(第7号)であります。予算現額から5,267万1千円を減額し、予算総額を106億5,428万7千円にいたそうとするものであります。

また、継続費補正では、上平吹橋架替事業の令和2年度の年割額を変更し、地方債補正では、道路改良事業で限度額を変更するものであります。

歳出の主なものは、総務費では、大桐区町有林崩土撤去工事に127万9千円、本庁舎及び今庄、河野事務所へA I 体温検知カメラ購入に220万円、ふるさと納税事業支援業務委託料に531万円、新生児特別定額給付金支給に550万円、新型コロナウイルス感染症対策防災服防護服等に800万円、備蓄用マスク購入に462万円、各集落配布用非接触型体温計購入に120万円、広域生活バス路線維持事業補助金に109万5千円の追加、特別定額給付金事業精算で2,057万6千円の減額。

民生費では、障害児通所給付費等に467万9千円、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金に227万8千円の追加、老人保健施設特別会計繰出金で379万2千円の減額、各保健福祉センターへA I 体温検知カメラ購入等に176万円、子ども・子育て支援交付金等国庫補助金返還金に148万円、各保育所・認定こども園へA I 体温検知カメラ購入等に396万円、各児童館へA I 体温検知カメラ購入等に176万円の追加。

衛生費では、国民健康保険今庄診療所特別会計繰出金で449万5千円、河野診療所特別会計繰出金で237万3千円の減額、水道事業会計補助金に419万7千円の追加。

農林水産業費では、中山間集落農業支援事業補助金に298万6千円の追加、北陸新幹線建設に伴う土地改良施設機能補償受託事業で1億230万円の減額、農業集落排水特別会計繰出金に271万9千円、漁港海岸保全施設個別計画策定業務に288万1千円の追加。

商工費では、鯖波工業団地拡張整備事業上水道施設設計業務委託に314万6

千円、第2弾南越前町消費活性化ポイント付与事業に1,100万円、熱意ある創業者支援事業補助金に150万円の追加、南越前町小規模事業者応援給付金で1,823万7千円の減額、福井県町村会共同事業まちむら交流マイクロツーリズムキャンペーン事業土産品購入に150万円、観光案内施設等へAI体温検知カメラ購入に132万円、温泉施設やすらぎ及びゆうばえ施設管理委託料に1,625万4千円、温泉施設へAI体温検知カメラ購入に132万円、サイクリングターミナル施設管理委託料に1,602万5千円、リトリートたくら施設管理委託料に674万2千円、そば道場施設管理委託料に197万8千円、キャンプ場めだかの学校施設管理委託料に149万8千円、その他観光施設へAI体温検知カメラ購入に220万円の追加。

土木費では、橋梁定期点検業務委託料で774万4千円、橋梁補修詳細設計業務委託料で1,229万8千円の減額、除雪機械機器借上料に253万円の追加、橋梁長寿命化修繕工事で321万7千円の減額、除排雪機械整備事業補助金に172万3千円、上平吹橋橋梁架替工事に780万2千円、下水道特別会計繰出金に299万6千円の追加。

教育費では、小中学校情報機器等整備事業で2,200万円の減額、各小中学校へAI体温検知カメラ等購入に770万円、各小中学校県内修学旅行支援事業補助金に174万5千円、ふるさと交流センターきらめき施設管理委託料に112万3千円、南条文化会館前庭改修工事設計業務に156万2千円の追加、南条文化会館自主公演中止に伴い500万円の減額、ウォーターランド南条施設管理委託料に1,076万9千円の追加等で、また、一般会計全体で人件費の補正として2,727万4千円の減額であります。

歳入の主なものは、国庫支出金では、障害児入所給付費等国庫負担金として233万9千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5,046万4千円の追加、特別定額給付金事業費補助金で1,120万円、同じく事務費補助金で937万6千円、社会資本整備総合交付金で3,927万3千円、大規模修繕・更新補助金で1億9,404万円の減額、道路メンテナンス事業補助金として2億2,379万2千円の追加。

県支出金では、障害児通所給付費県費負担金として116万9千円、中山間集落農業支援事業補助金として199万1千円、小中学校県内観光推進事業補助金として174万5千円の追加。

寄附金では、ふるさと納税寄附金として1,200万円の追加。

繰越金では、純繰越金として1,568万6千円の追加。

諸収入では、北陸新幹線建設に伴う施行受託事業収入で1億1,000万円の

減額。

町債では、道路改良事業債として160万円の追加等であります。

次に、議案第99号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第4号)であります。予算現額から164万7千円を減額し、予算総額を2億8,731万6千円にいたそうとするものであります。

歳出では、人件費の補正で740万7千円の減額、新型コロナウイルス検査キット等医科用消耗材料費に455万2千円の追加等であり、歳入では、一般会計繰入金で449万5千円の減額、県支出金では、感染拡大防止等支援事業補助金として200万円の追加等であります。

次に、議案第100号 令和2年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第3号)であります。予算現額から38万7千円を減額し、予算総額を9,925万5千円にいたそうとするものであります。

歳出では、人件費の補正で140万4千円の減額、新型コロナウイルス検査キット等医科用消耗材料費に75万4千円の追加等であり、歳入では、県支出金では、感染拡大防止等支援事業補助金として100万円の追加、一般会計繰入金で237万3千円の減額、繰越金に98万6千円の追加であります。

次に、議案第101号 令和2年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)であります。予算現額に271万9千円を追加し、予算総額を3億1,102万3千円にいたそうとするものであります。

歳出では、排水処理機器の修繕に269万円の追加等であり、歳入では、一般会計繰入金で271万9千円の追加であります。

次に、議案第102号 令和2年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第3号)であります。予算現額から167万6千円を減額し、予算総額を1億8,293万5千円にいたそうとするものであります。

歳出では、人件費の補正で325万円の減額、新型コロナウイルス感染症予防対策機器購入に107万7千円の追加等であり、歳入では、一般会計繰入金で379万2千円の減額、繰越金に97万6千円、県支出金で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に114万円の追加であります。

次に、議案第103号 令和2年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。保険事業勘定の予算現額に223万6千円を追加し、予算総額を14億5,145万7千円にいたそうとするものであります。

歳出では、人件費の補正に70万2千円、地域密着型介護予防サービス給付費に153万4千円の追加であり、歳入では、支払基金交付金では、介護給付費交付金として41万4千円、一般会計繰入金として89万3千円の追加等であります。

また、介護サービス事業勘定の予算現額に2万円を追加し、予算総額を1,032万5千円にいたそうとするものであります。

歳出では、人件費の補正に2万円の追加であり、歳入では、一般会計繰入金として2万円の追加であります。

次に、議案第104号 令和2年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)であります。予算現額に299万6千円を追加し、予算総額を2億2,015万3千円にいたそうとするものであります。

歳出では、人件費の補正に299万6千円の追加であり、歳入では、一般会計繰入金に299万6千円の追加であります。

次に、議案第105号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)であります。収益的収支の予算現額に419万7千円を追加し、予算総額を3億7,609万1千円にいたそうとするものであります。

歳出では、配水及び給水費では、牧谷配水池水位計取替に343万円の追加等であり、歳入では、他会計補助金として419万7千円の追加であります。

次に、議案第106号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

これは、公務の能率の維持及び適正な運営の確保のため、職員の分限処分における降給制度を導入したいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第107号 南越前町の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、地方税法の一部改正により、地方税における延滞金の割合の特例に係る規定が整理されたことに伴い、これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金について所要の改正を行いたいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第108号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、南越前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第109号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、新たな地域優良賃貸住宅の設置に伴い、南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案いたすものであります。

最後に、議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の

一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、令和2年3月に決定をいたしました「学校再編に関する町の方針」に基づきまして、令和4年4月に南条中学校、今庄中学校及び河野中学校を1校に統合し、現在の南条中学校校舎を利用して開校する新中学校の名称を「南越前町立南越前中学校」としたいので、今回、提案いたすものであります。

以上、12月定例議会に提案をいたしました13議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

質 疑

○議長（秋田重敏君）これにて提案理由の説明を終わります。次に、町長から提案理由の説明がありました日程第4 議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第7号）から日程第11 議案第105号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算（第2号）までの8議案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、日程第12 議案第106号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてから日程第16 議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの5議案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案の常任委員会付託

○議長（秋田重敏君）次に、日程第17 議案の常任委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第

7号)から議案第105号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)までの8議案及び議案第106号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてから議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの5議案については、配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第105号までの8議案及び議案第106号から議案第110号までの5議案については、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決定しました。

閉 議

○議長(秋田重敏君) 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午前11時14分〕

第 2 号 12月14日(月)

出席議員(敬称略) 14名

1番	高橋宏介	2番	山本徹郎	3番	大浦和博
4番	城野庄一	5番	熊谷良彦	6番	喜村喜代治
7番	平泉初男	8番	加藤伊平	9番	井上利治
10番	生駒一義	11番	秋田重敏	12番	平谷弘子
13番	山本優	14番	丸岡武司		

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長	岩倉光弘		
副町長	藤原十三夫		
総務課長	北野徹	観光まちづくり課長	関根将人
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	西村成男
農林水産課長	山岸健	建設整備課長	中村勝典

(教育委員会)

教育長	上田康彦	事務局長	坂井浩伸
-----	------	------	------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村幸彦	書記	関敏宏
--------	------	----	-----

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問

開 議
〔開議 午前10時00分〕

○議長（秋田重敏君） 本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（秋田重敏君） 日程第1 一般質問を行います。一般質問は、一問一答による方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。また、質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくをお願いいたします。

一般質問は、高橋宏介君、山本徹郎君、大浦和博君、城野庄一君、熊谷良彦君、喜村喜代治君、加藤伊平君、平谷弘子君、山本 優君の9名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 有害鳥獣対策について
 2. 集落要望（山海里集落支援事業）について
 3. 集落営農等生産組織について
- 6番 喜村喜代治君。

〔6番（喜村喜代治君）登壇〕

○6番（喜村喜代治君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

今回、過去最多の9名の同僚議員が一般質問に立つということで、そのトップバッターでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず1点目でございます。鳥獣害対策、有害鳥獣対策でございます。

この件につきましては、2年ほど前に一回私、一般質問をさせていただきました。イノシシ、鹿、猿等の被害は、その頃よりも増えているように思っております。

特に猿の群れは、数年前に比べますとはるかに増加いたしております。30匹から50匹ぐらいの大群となって集落に現れる。畑やハウスの中まで作物を食い荒らす。そして、今年の例でも、田んぼの中の稲穂まで手をつけるというような

ことになっているのが現状でございます。

集落内に大群で押し寄せてまいりますと、小さな子供たちのいる集落、それと、この頃、奥地に行きますとほとんどお年寄りばかりでございますけれども、お年寄りへの被害も特に心配をされます。また、家の玄関を開けて猿が昼間入ってくる。そして家の中を荒らすということもお聞きをいたしております。

数年前に大型の檻で何十匹か捕獲されたようでございますが、その後の捕獲状況についてどのようになっているか、まずお伺いをしたい。

また、猿全体の群れの個体数といいますか、そこらも分かればお願いをしたい。

まず、猿の被害。群れが大きゅうございますし、まず被害を少なくするにはやはり個体数を減らさなあかんだろうと思うんですけれども、捕獲の檻を2か所か3か所、町内で分けて、そして監視をされて、たくさん入ったときに落とすという装置も導入しているようでございますけれども、その他に何かいつときに全部始末できるようなことができればという思いもいたしますけれども、何かあれば新しい対策をお練りいただきたいということでございます。

次に、恒久柵の問題でございますけれども、イノシシ、鹿対策といたしまして、2メートルの恒久柵の整備が昨年から対象になりまして、昨年は町内で9集落、今年は12の集落で設置をされたということでございます。昨年設置をされた集落のお話を聞きますと、その効果は十分にあるということでございました。これならやらなあかんという思いをしたわけなんですけれども。

しかし、私の集落では、今年設置をいたしまして、緩衝用道路と併せてこの2メートルの柵を整備したわけですけれども、恒久柵を設置してすぐに大きいイノシシに下段の柵を何回も、五、六回ぐらいになりますか、破られて、転作そばの中に入ってきたということでございます。

材料につきましては、町の方から一括してというんですか、支給されている状態でございます。材料の素材がどうしても細いんでないのかなという思いもいたします。100キロ近いイノシシが相手では、下の方ほじくって網を、溶接を剥ぐというんですか、そういう形で入ってきていることでございます。

こういうこともございますので、今後、設置をされる集落については、下段だけでももう少し太めの素材にして、鉄筋等の補強も必要でないかと思われるところでございます。

もう一つ、この柵についての問題点というのは、集落全ての農地を生産組織や担い手等に委託して集落の人はほとんど農業に関わりがないという状態の場合、この場合、なかなか恒久柵の設置について集落の中で前向きの話にまとまらんとお聞きをいたしております。

集落間でその間が空くということは、イノシシや鹿の出入口、そういう形になってしましまして効果が半減されるということになってしましますので、そこらについて集落へ指導ができたらということでございます。

山間地の農地というのは、これから先このような形態、営農組織や担い手が入って行って、その集落の農業を担うという形になろうかと思っておりますので、町としてどのような指導、対応ができるのか、お伺いをいたします。

恒久柵につきましては、これから先も集落からの要望は多くなってくると思っております。それに対して、国の予算がなかなか厳しいというお話もお聞きしておりますので、少しでも早く集落の要望に応えられるように、国、県に強く働きかけをしていただきたいと思います。と思っております。

これが第1点目の鳥獣害対策でございます。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの喜村議員のご質問にお答えをいたします。

南越前町におきます猿の出没状況でありますけれども、年間を通しまして南条地区では主に日野川の東部地区、今庄地区ではほぼ全区域において出没しております。近年は畑作物や果樹の被害にとどまらず、群れ猿や離れ猿が住宅地に頻繁に出没をいたしまして、通学中の児童が威嚇されるといった住民生活に影響が生じる事案も発生をしているところであります。

群れの分布としては、県による猿の群れの調査におきまして、2群が確認されておりますが、近隣市町からの移動や群れの分裂などもありまして、分布や頭数については拡大しているものと推測されます。

捕獲につきましては、株式会社野生動物保護管理事務所に捕獲業務を委託いたしております。また、町においても平成30年に整備をいたしました遠隔の監視操作システムを用いた大型檻を設置いたしまして、捕獲に努めているところであります。

個体数を減らす観点からも、野生動物の保護管理事務所に捕獲の強化を依頼するとともに、捕獲檻の増設に向けまして関係機関等と協議を進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長の方からお答えをいたします。

○議長（秋田重敏君） 山岸農林水産課長。

○農林水産課長（山岸 健君） 近年の猿の捕獲状況についてお答えいたします。

平成28年度は18頭、平成29年度は32頭、平成30年度は37頭、昨年、令和元年度は10頭、そして今年度、現在の捕獲状況は14頭でございます。

また、福井県のサル群れ調査におきまして、本町では南越前C群と南越前D群の2群が確認されており、C群が71頭、D群が69頭とのことでございます。

次に、昨年から進めております2メートルの恒久柵の今年度の整備は、南条地区で4集落、今庄地域では8集落が整備することとしております。

また、令和3年度の取組みでは、町内12集落から要望がございます。今年度、メッシュが破られた教訓を踏まえ、来年度の部材等の仕様については見直しを図るとともに、予算の確保については県を通じ国に強く働きかけをお願いし、集落の要望に応じていきたいと考えております。

一方、議員がご指摘のとおり、集落の農地を生産組織や担い手等に委託している集落においては、恒久柵の設置を要望しない集落がございます。隣接する集落間の恒久柵を連結することにより、最大の効果が見込める箇所については、集落境において恒久柵が途切れることのないよう、対象となる集落に対しまして強く働きかけを行っていききたいと考えております。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 喜村喜代治君。

○6番（喜村喜代治君） ぜひ猿の捕獲も、この14頭、十何頭という数字ではまだまだ増えるような気がいたします。もう少し大胆な、大きな捕獲ができんかなとも思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

また、最後の問題の集落間の対応については、ぜひとも集落に指導をしていただいて、その農地は誰が守るんだというような形で積極的に取り組んでいただくように御指導していただけたらと思います。

次に、集落要望、山海里集落支援事業についてお伺いをいたします。

この事業は、町単独事業で集落と町をつなぐ唯一の事業でなかろうかと思われまます。比較的小さな事業で、国や県の補助対象とならないものばかり、細かい事業をお願いしているわけなんですけれども、集落にとっては集落づくりの事業として非常に貴重なものであると思われまます。

そこで、町の補助金でございますけれども、以前8割という時代もございましたが、今現在は7割と1割少なくなっております。特に中山間地の小さな集落というのは負担金の捻出に苦慮しているのが現状だと思われまます。ぜひ、補助金の拡大を検討願いたいと思われまます。

また、事業費全体で200万円という制約、枠を設けてあるということでございますけれども、これも年度が替わっても同じ箇所でも200万使ったらもうだめだという枠でございます。

町単独といいますか、集落が事業主体ですけれども、町単独の助成事業でございますので、何とかもう少し枠を広げてもらえないだろうか。ある意味、2年にまたがる、3年にまたがるという仕事も、事業もお認めをいただけたらと思います。

これ一つの例でございますけれども、ある集落では、迂回の道路を山海里事業で整備をした。その後、土砂が出て通れなくなった。その後の土砂の撤去・整地の事業を集落で要望したけれども、その対応は予算200万を超えているので、もう使っているのだめだということで、現状は放置されているということでございます。これらも踏まえてお考えをいただけたらと思います。以上です。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの喜村議員の山海里集落支援事業についてお答えをいたします。

この事業については、事業開始年度が平成21年ということで、当初、8割補助とすることで事業を開始いたしました。その後、平成26年度の財政改革によりまして、補助金の見直し等によりまして補助金整理合理化検討委員会で議論を踏まえまして、南越前町の区長会連合会におきましても御意見を伺った後に、平成28年度から7割という補助に変更し、現在に至っております。

この7割補助につきましては、地区集会所の整備事業とかごみステーション、そして防犯灯の整備事業、これもいずれも7割でありまして、こういった事業の関連もありますので、十分に検討していきたいと思っております。

この7割補助の変更については、今、喜村議員おっしゃるように、高齢化の進んでいる集落、そしてまた戸数の大変少ない集落にとっては大変な負担かなと思っておりますので、そういう集落を考慮した見直しというものも検討していきたいと思っております。

なお、この事業費枠の200万円でありますけれども、これはやっぱり町単独事業の一般財源でありますので、200万というのが限界かなと思っております。

もし集落として、そしてまた本当に公共的に町が重要性、緊急性を判断した場合には、町として県の補助をもらうなり、起債を使うなりして町が実施をしていくということもその緊急性、重要性を考えて検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（秋田重敏君）喜村喜代治君。

○6番（喜村喜代治君）この7割については、もう少し集落の実情を見て山間奥地については検討すると、考えるということでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

200万についても一律にパシオンと決めるのではなく、やはり現状見ると超えてしまうかもしれませんが、どこかそこ知恵を絞って何か対応していただけたらと思います。

次に、3つ目の集落営農等生産組織についてお伺いをいたします。

本町では、「農地を守り、誰もが生き活きと農業を営むことができるまち」というのを目指して集落営農を進めておられる。集落営農組織の現状、それと組織数、経営面積で農地全体のどれぐらいを占めているのか、併せて担い手もたくさんおられると思いますけれども、担い手農家の現状もお伺いをいたします。

といいますのも、一つの事例がございまして、集落内で話し合いが十分にされないまま規模拡大を目指した組織に経営をやむなく移譲させられた営農組織がある。これはある種、その集落において、その集落は集落営農を進めて法人化もされた。そして、県の農地中間管理機構を活用して農地の集積、集約化を進めて集落内の協力も受けて順調に農業経営がなされてきました。

しかし、昨年、年度途中から経営母体が変わった。全てが一新をされた。その結果、本年、当該集落の方々は販売の確保にも苦労されたということもお聞きをいたしております。

今やられているところは、苗や乾燥調整の作業は全て町外、この区域から町外へ持って行って、町外の施設で行っている。草刈りや水の管理は、私も通ったことございますけれども、ほとんどされていないように思われました。

町としてこの現状、いろいろ相談は受けておられると思いますけれども、町としてどのような指導ができるのか、お伺いをいたします。

また、この場合、農地の貸し借りは農地の中間管理機構へ預けているというように、そこが間に入っておられますけれども、中間管理機構としてどのようなことができるのかということをお伺いいたします。

今後、先ほども集落で担い手がないという話をさせていただきましたけれども、農業後継者がさらに減少して、担い手不足の中、地域の方々が中心となった組織、外からぐっと来た話でなしに、地域の中で合意を得た育成が急務であると思われるかもしれませんが、いかがでございましょうか。以上です。

○議長（秋田重敏君）山岸農林水産課長。

○農林水産課長（山岸 健君）本町の集落営農等組織の現状についてお答えします。

現在の集落営農組織は、任意組合が5組織、法人組織も5組織で、10組織が町内全体農地の16.4%を担っております。また、認定農業者は個人、法人で35の経営体が全体農地の45.8%を担っておりまして、担い手全体で660.1ヘクタールと町内全体の62.3%の農地を担っていただいております。

次に、本町が集落営農組織等に対して実施できる指導でございますが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、経営面積や所得等経営改善計画の目標達成状況、未達成理由等を確認し、目標達成に向けた改善方法等について指導、助言を行うこととなっております。

また、農事組合法人や株式会社などの農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告することとなっております。農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められる場合は、その法人に対しまして勧告することとなっております。

一方、農地中間管理機構におきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項及び第2項の規定に基づき、借受者に対して農用地等利用状況報告書の提出を求め、当該農用地等を適正に利用していないと認められる場合は、賃貸借または使用貸借を解除することができるとなっております。

本町におきましては、集落農業を推進するとともに、町内の認定農業者等を含めた営農組織の目標達成状況等に注視しながら、必要に応じまして助言、指導等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（秋田重敏君）喜村喜代治君。

○6番（喜村喜代治君）ぜひとも当該集落には、適切な指導、助言をお願いいたします。そして、その後よい方向へ向かうように、併せてご指導をお願いいたしたいと思っております。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋田重敏君）これにて喜村喜代治君の質問を終わります。

次に、

1. 脱・炭素社会の時代に向けて
2. 宅地造成と情報公開に向けて

2 番 山本徹郎君

〔2 番（山本徹郎君）登壇〕

○2 番（山本徹郎君）議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、脱・炭素社会の時代に向けて、1 つ目にカーボンニュートラルについてお伺いをいたしたいと思えます。

環境省が去る 1 1 月 6 日に、2 0 5 0 年カーボンニュートラルに向けた成長戦略への提案を発表しました。県においても、2 0 5 0 年、C O 2 排出ゼロ表明自治体、ゼロカーボンシティを 7 月に福井県長期ビジョンで目指すことを掲げました。

全国の 1 7 7 の自治体、2 4 都道府県、9 7 市、2 特別区、4 4 町、1 0 村が表明しています。これは 2 0 2 0 年 1 2 月 1 日現在のものです。

県内の市町では、まだ表明している自治体はありません。本町も環境基本計画を作成していますが、その中で「地球にやさしい行動に取り組めるまち」の項目があります。

地球温暖化防止対策の中には C O 2 など温室効果ガスの排出の少ない設備、技術、クリーンエネルギーの啓発に努め、導入を促進することが掲げられています。

エコドライブの推進では、低公害車の導入を進めることや近距離での自動車利用を控える、自転車や徒歩で移動するようにするなど、町民や事業者に求めています。ここで述べる低公害車とは、国の基準を満たすステッカーが貼ってある車両と考えております。現在では、電気自動車いわゆる E V 車、C O 2 排出ゼロの車両も普及しつつありますが、町の保有する公用車は 1 0 5 台余り。そのうち、バス 1 6 台は更新時に順次入替えを検討しておられるのか。

町民や事業者に導入や購入を促進するのであれば、補助や助成をする考えがあるのかを町長にお伺いします。

また、電気自動車、E V 車は災害時の電力源として「走る蓄電池」と言われております。現に、県は電気自動車を活用した災害連携協定を締結しております。電力消失時または倒木や雪害時による大規模停電時は、本庁には自家発電機が備えてありますが、今庄、河野事務所には発電機が備わっておりません。各事務所に公用車として、災害時は緊急電力源として装備するのも一つの方法かと思えます。

電気自動車は静かなため、避難所やテント内、または室内でも使用可能と思えますが、県と同様に災害連携協定や各事務所に電気自動車の配備を検討してみてもどうか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本徹郎議員のカーボンニュートラルのご質問にお答えをいたします。

国におきましては、令和2年11月に温室効果ガスの排出を2050年までにゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指しております。

また、県におきましても、令和2年7月に、2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロにするゼロカーボンを目指すことを発表いたしております。

また、南越前町におきましては、令和2年の3月に改訂をいたしました環境基本計画におきまして、温室効果ガスの排出抑制やエコドライブの推進につきまして、アクションプランを定めております。

議員ご質問の低公害車の購入促進につきましては、まず公用車の買換え時には電気自動車、そしてまたプラグインハイブリット自動車などの低公害車の購入を検討いたしております。また、町民や事業者に対する購入の促進事業につきましても、国が実施をしております最大42万円のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に加えまして、町の事業の実施についても検討していきたいと考えております。

次に、電気自動車の配備の検討についてお答えをいたします。

大規模災害が発生した際の停電時のバックアップ電源につきましては、自家発電装置をはじめ、蓄電池、太陽光発電、電気自動車など複数の方法が考えられます。中でも山本議員が示された電気自動車は、蓄えた電気を比較的長い時間電気製品等に使用することができるため、バックアップ電源として大変有効な手段であると思います。また、一般家庭であれば、4日分の電気を蓄えられる自動車もあると聞いております。

一方、災害時に防災拠点施設となる庁舎や指定避難所については、総務省が72時間連続稼働の自家発電装置を推奨しております。町内の指定避難所では、この要件を満たしている施設は、放射線の防護施設を有する河野の小学校体育館のみでありまして、役場庁舎の自家発電施設は36時間連続稼働タイプであります。

今後の公共施設へのバックアップ電源の整備につきましては、関係機関との連携、特に今年度中に締結を予定しております北陸電力株式会社との包括的地域連携協定の中で十分連携、協議をしながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（秋田重敏君） 山本徹郎君。

○2番（山本徹郎君） ただいま答弁をいただきました。

国は、11月19日、20日に衆参両院において脱炭素社会の一日も早い実現に向けて国を挙げて取組を実践していくとした決議を可決しましたので、今後、急速に進んでくると思われますので、町もしっかりと対応をお願いすると同時に、災害時にも利用できるEV車は「動く蓄電池」と言われております。また、配備や導入の検討をお願いしたいと思います。

続いて、2つ目の質問に入ります。

多様なモビリティについてお伺いをいたします。

昨年、国が掲げる成長戦略2019では、少子・高齢化の中で地方における移動手段の確保、特に高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題とされていると発表されました。本町では、地域公共交通施策として住民利用バスが運行されておりますが、一定の効果はあるように思われますが、町民への浸透という面ではもう少し時間が必要かと思えます。

近年では、多様なモビリティ、例えば、小型電動モビリティや電動アシスト自転車、電動車椅子、電動キックボードなどがあります。これらの中で免許が不要なのは電動アシスト自転車と電動車椅子といった、一般的にはシニアカー、シニアカーと呼ばれる乗り物でございます。

今後、シニア世代に限らず、幅広い世代に普及させることで移動の利便性を高め、積極的な外出機会を増やすことで地域との交流が促進され、人生100年時代と言われておられる健康で豊かな生活、クオリティ・オブ・ライフにつながってほしいと思っております。

一方で、電動自転車も車椅子も高額であり、特に車椅子に至っては30万から40万円と高額でございます。ほかの町では、免許返納後の購入補助を行っているところもあります。田畑に行くのも、坂道を登るときも、運転免許がない方でも高齢になれば歩くのは大変です。安全に利用できるよう講習会等を開催して、購入補助の促進ができないか、町長にお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） 2点目の多様なモビリティについてお答えをいたします。

山本議員ご指摘のシニアカーと言われる電動車椅子ですけれども、10時間から15時間の充電で20キロから30キロメートル程度走行可能ということで、

町内でも集落間や田畑への移動手段として高齢者の足腰の負担を軽減する大変便利な乗り物として私も認識をいたしております。また、介護保険制度では、有料で電動車椅子のレンタルをする制度もあるようであります。

この電動車椅子は、道路交通法上では車両扱いでなくて運転者は歩行者扱いとなり、基本的には歩道を走行するということになっております。

ただいま町内には歩道がない道路も多くありまして、車道を走行するとなりますと交通事故の増加が懸念されます。実際、車との接触事故であったり、車を避けようとして転倒事故が発生しているという話も聞いております。

今現在、町では、免許の自主返納者への支援といたしまして、住民利用バスの無料乗車券とタクシーチケット、タクシーの利用券1万5,000円分を10年間交付いたしております。この制度は、免許返納後の買物とか通院といった一定距離の移動手段の確保を目的とした支援制度でありまして、根底は高齢者を交通事故から守るのが最優先であります。

免許自主返納後の電動車椅子の購入補助については、先ほど申し上げましたとおり交通事故の増加が心配されます。また、移動の距離が限られてくるということから慎重な協議が必要かなと思っております。

しかしながら、今後、さらなる免許自主返納の促進、そしてまた返納者の移動の利便性の向上に向けまして、免許自主返納者や高齢者を対象にアンケート、意向調査というものを実施して、導入について慎重に議論をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（秋田重敏君） 山本徹郎君。

○2番（山本徹郎君） ただいま意向調査を実施するとのお答えをいただきました。

あとは結果次第になりますが、導入が始まれば安全面の確保も必要となりますので、集落内の道路整備や、例えば、歩行者のゾーン、いわゆるゾーンの色分けを設置したり、歩道の段差をなくしたり、安全に配慮した優しい道路づくりにも役立てられるので、今後また検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、住宅造成と情報公開についてお伺いをいたします。

本町において、住宅取得に関する助成制度は、他の市町に劣らない制度になっています。今年度の宅地造成についても、桜町、東大道、湯尾の各地区において整備が進み、全て完売となりましたが、公平性を保つために抽選での取得となっております。やむを得ないことではありますが、抽選から外れた方が今後も町内に定住したいと思っても、町がいつ宅地造成を公表するのか、造成地の特定は無理

でも区画数や面積など詳細が分からない状況であると思われます。今までの経緯を考えると、町有地やら地権者からの提供等が基本であると思います。前述の例がない場合は、宅地造成がなかった年もあったかと思います。購入者の求めるニーズに合った土地にアプローチをかけ、計画的に造成を行えるものか、また毎年計画的にニーズに合った土地が準備できれば、町内定住や町外からの移住も考えられると思いますが、町長のお考えを伺います。

また、町のホームページを活用して、宅地造成や建設に関わる助成制度や子育てに関わる助成制度を一括して閲覧できるネットサーフィンができるような状況にしていきたいなと思います。

それから、福井ケーブルテレビで町外の皆さんに対しての宅地造成に関する情報も発信してみてもどうかと思いますので、ご意見を伺います。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本議員の宅地造成と情報公開についてお答えをいたします。

町では、これまでに人口減少に歯止めをかけまして、住宅政策を強力に計画的に推進していくために、分譲宅地の造成、そしてまた町営住宅の建設、そしてまた住宅に対する助成制度など、積極的に取り組んできております。

近年では毎年住宅政策を実施しておりまして、平成27年には東大道団地8区画、平成28年は第4期の桜町団地12区画と栄団地の2区画、平成29年は甲楽城の定住化促進住宅5戸、平成30年は第5期の桜町団地6区画と東大道団地2区画、また令和元年は単身者を対象とした地域優良賃貸住宅7戸、そして令和2年は湯尾北府団地8区画などを供給してまいりました。その中で、分譲地につきましては栄団地2区画を除く36区画全て完売いたしております。

町といたしましても、今後もこの住宅のニーズに合った土地を確保しまして、計画的な住宅地の供給に鋭意努力していきたいと考えております。

また、町がいつ宅地造成地を公開できるかということでもありますけれども、今までは土地の造成が終了いたしまして、分譲面積が確定をしてから公開をしてきましたけれども、今後はこの造成工事を発注したその時期にホームページや広報などで公表し、周知をしていきたいと思っております。

事前に広報することによりまして、抽選に外れた定住の希望者への宅地供給もスムーズになりますので、これまでの宅地造成以外の新しい方法や制度もよく検討いたしまして、求められる住宅ニーズに合った宅地の継続的な確保に努めてい

きたいと思っております。

ホームページ等の活用については、担当課長の方から説明させていただきます。

○議長（秋田重敏君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君） ただいまの町のホームページの活用や、福井ケーブルテレビでの情報発信につきましての状況をご説明させていただきます。

現在まで、町分譲地の町内外の皆様への情報発信につきましては、チラシ、広報、町ホームページなど、いろいろな媒体を活用して実施をしているところでございます。

また、議員から指摘のございました町のホームページでの閲覧の一括化につきましては、平成30年12月から南越前町移住定住支援サイト「南えちぜん暮らし」を開設しているところでございまして、町ホームページとリンクをさせていただきます。

このサイトは、住まいに関する最新情報、子育てに関する情報、町内求人情報、町の助成制度など、移住を検討されている方に対しまして総合的に情報提供をしていくものでございます。

なお、福井ケーブルテレビの宅地造成に関する町外への情報発信につきましては、どのような形、内容での方法が可能か、また具体的なタイミングなどを今後検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 山本徹郎君。

○2番（山本徹郎君） ただいまお答えいただきました。

今後は、土地の譲渡の誓約が終わり、造成工事を発注した時期に合わせてホームページ等に報告をするとお答えをいただきました。

今後、やはりニーズに合う場所を選定できるとなれば、町内はもとより、また町外の方にもお求めやすくなると思います。

若者の定住と移住により人口増につながれば幸いですので、求める側の皆さんの目線に立ってお願いをしたいと思います。

またホームページについては、今回、私自身が「南越前町宅地造成」でいわゆる検索、今で言うググるですけど、グーグルでググったときに、関連情報の中にはきちんと若者定住に対する情報は入っているんですけども、そこへもう1ランク、例えば子供、子育てはどんなんだろうとか次から次とネットサーフィンできるよ

うにしてほしいなという思いでちょっと質問させてもらったのですが、これは建設課の方に言わせると、多分、これが今の状況では建設課はここが限界だとおっしゃっておりましたので、全ての課に多分関連してくると思いますので、今後またホームページを担当している観光まちづくりのほうに改めてお伺いさせていただきたいと思います。

今回、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（秋田重敏君）これにて山本徹郎君の質問を終わります。

次に、

1. 南条SA周辺振興施設整備事業への出品について

13番 山本 優君。

〔13番（山本 優君）登壇〕

○13番（山本 優君）それでは、今ほど議長からご了解をいただきましたので、今回、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、今回の日程の中にもありますように、一般質問が9名ということで、大変にぎやかしく結構だと思います。

そういう意味で、今回私は、毎回質問させていただいているわけですが、1項目に絞りまして質問をさせていただこうと思っております。

今ほど議長のほうからテーマについてはお話がございましたように、現在、建設の進んでおります南条サービスエリアの周辺の環境整備事業、周辺振興施設事業の関係についてお聞かせをいただきたいと思うところでございます。

既にこの施設につきましては、検討委員会の中で名前も「道の駅 南えちぜん山海里」ということで既に公表がされているところでございます。その点については、また工事の現場へ行きますと既に建物も立ち上がり、そして周辺の駐車場等の整備も着々と進んでいるところでございますし、さらに本会議中の現場の調査ということでは、明日訪問の予定もあるということでございますので、その意味でも我々はこの南条サービスエリアの「道の駅 南えちぜん山海里」の進行状況については大変関心を持っているところであります。

この施設の狙っているところとしては、ご存じのように高速道路を通ってくる300万以上の通行者あるいは車両の皆さんが求める、いわゆる飲食店としての部分と、もう一つは、地元の農林漁業者の皆さんにいたしますと、そこで幾らかでも生活の糧が得られれば、あるいは生きがい得られればという部分も大きいと思うわけであります。

今回はこの2点について、それぞれ町の現在の状況についてお聞かせをいただきたいと思うわけであります。

また、このことは、来年の秋オープンということで既に計画が進んでいるわけでありますが、南越前町の町民、地元の住民にとりまして大変関心の深いところでありまして、また大きな期待を持っているところでもあるわけでありまして。

そんな中で、秋オープンに向けて、まず1点目のフード関係、いわゆる飲食関係の部分でありますけれども、今ほどの山本議員の話にもありましたが、このごろはインターネットで調査をいたしますといろいろなことが出てくるわけでありましてけれども、先日見てみますと、来年の秋オープンということで、フードホールの出店参加者の募集が出ております。これはページ数にしますと3ページ、4ページにわたって華やかに書かれているわけがございます。これはやはり高速道路、通行の人にとってももちろんでありますけれども、今回の計画の中では、約半分ぐらいは外からの入車ができるという駐車場もできるわけでありまして。従来ももちろん、現在のサービスエリアには私たちは外から行って、そこで食事をする、買物をする、土産物を買う、いろいろなことができたわけでありましてけれども、今回はさらに道も広くなりましたし、駐車場も広くなりました。そういう意味では非常に期待をしているところでございます。

現在の募集の資料を見ますと、スーベニアフードホール、どういう意味かちょっとわかりませんが、出店募集ということで細かく「Kineno(きねの)」という、これは皆さんご存じですけれども、「いらっしやい」という福井弁のことでございますけれども、「Kineno!」というタイトルで細かく、いわゆる募集がなされております。

まず最初に、この施設に対する応募の状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

これは一つの明確になることによって、そこに対するいろいろな人たちの期待も膨らんでくるのではないかなと思っております。

まずはこの点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（秋田重敏君）町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本優議員の南条サービスエリア周辺の地域振興施設整備事業への出品についてのご質問にお答えをいたします。

この南条サービスエリア周辺地域振興施設につきましては、来年秋の開業を目

指して建設中であります。地元の農林水産物をはじめ、特産物の販売、そしてこの地域ならではの食を提供する施設でありまして、道の駅としての登録も予定をしております。

山本議員ご質問のフードホールの出店者につきましては、指定管理の予定であります三谷商事株式会社が今年の春から募集用のホームページを開設いたしまして、出店の説明会には県内外から20社が参加をいたしまして、その後、ヒアリング等を実施し、出店事業者を7社決定したと聞いております。

なお、このフードホールにつきましては、隣接する南条のサービスエリアとの差別化を図るために、地域産物を使ったここならではの食や、若い人や女性をターゲットとしたメニューなど、より専門性の高い店舗となっております。

新型コロナウイルスの感染拡大が続きまして、飲食店については新規の出店を多くの事業者が見合わせる厳しい状況の中でありますけれども、地域の魅力を発信でき、また、多くの皆様に楽しんでもらえるような事業者から応募をいただけたらと思っております。

出店の応募状況の詳細につきましては、担当課長の方から報告させていただきます。

○議長（秋田重敏君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君） 南条SA周辺地域振興施設のフードホールの出店者につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、出店業態としましては、地域特産品を活用して外向けに販売する3つのテイクアウトコーナーとは別に、今ご質問をいただきましたフードホール内に7つの業態を現在予定しております。

まず1つ目でございますが、今庄そばのブランド力の向上や全国への発信を目的としました「そば店舗」でございます。これは、指定管理者とは別に、地域の関係団体で組織する山海里運営協議会が運営をしていく予定でございます。

また2つ目は、北陸の有名シェフが監修をしまして、地域産物を使ったメニューを提供する「洋食ゾーン」でございます。

3つ目は、町内の地酒やお惣菜を扱うお酒ゾーンでございます。

4つ目は、テイクアウトもできるサンドイッチやコーヒーなどを提供する「カフェゾーン」となりまして、これらにつきましては指定管理者となる三谷商事株式会社が自主運営をする予定でございます。

5つ目は、本格的な肉類を楽しむことができる「ステーキゾーン」でございます。

て、県内で実績のある事業者がテナントとして入ります。

また6つ目は、若い方や女性が楽しむことができる「スイーツゾーン」となります。こちらも県内で実績のある事業者がテナントとして入る予定でございます。

最後7つ目は、日本海の海鮮などを扱う「和食ゾーン」でございます。金沢でも店舗を構えており、実績のあるお店でございます。

1つ目の山海里運営協議会が運営する「そば店」以外は、指定管理予定者である三谷商事株式会社が包括して運営を管理していくことになります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止策としまして、各店舗においてテイクアウトもできるような営業方式を取るなど、新しい生活様式にも対応して準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 山本優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございます。

店名まではお聞かせいただかなくて結構なんですけど、それぞれ魅力あるフードコートとしてオープンをするというのが、ある意味、見えてまいったところがございます。

ちょっと気になったのは、説明の中でお酒の提供もということでありましたけれども、これは従来は高速道路の中の販売店では酒類は売らないというのが一般的な常識であったと思うんです。これはそれなりの事情といいますか、外からのお客さんなり、あるいはバス等のお客さんというのが対象ということになるのかなと思いますので、特に今、それを問題にしようということではございませんけれども、ある意味、楽しいコーナーになっていくのではないかと考えております。

また、先日、火入れ式が行われましたごみ焼却施設に隣接といいますか、近くにこういった形で出てくるわけでありましてけれども、ある意味、マイナスイメージはありますが、それを超えられるような施設として運営のために努力をいただきたいと思います。これは三谷商事が中心となるわけでございますが、やはり町としては、町の施設としてぜひご指導をいただくようお願いをしたいと思います。

続きまして、この施設、今ほど申し上げましたように、外の皆さんに頑張ってもらっていただくいわゆるフードコートという飲食関係の施設と、併せて地元の農林漁業の関係の方々の販売施設としての場所もあるわけでありまして。

この点については、今のサービスエリア周辺整備事業の関係につきましては、今回で3回目の質問になるわけでありまして。この間、特に農産物の場合には1か月や2か月でできるわけではないと。やはり1年とか、あるいは短くても半年ぐ

らの期間がないと運営が難しいという話はさせていただいてまいったところ
でございます。

そういう意味で、現在の農林漁業関係の出店関係の取組の状況について、ある
意味大変危惧をしているところでございますが、この点についてどこら辺まで進
んでいるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（秋田重敏君） 山岸農林水産課長。

○農林水産課長（山岸 健君） 出品者の募集につきましては、山海里運営協議会
が町の広報紙等を使いまして現在も広く募集をいたしております。

現在の出荷者の申込み状況でございますけれども、農林水産物、加工食品、工芸
品等合わせまして74件と聞いております。そのうち、農林水産物が38件、残り
36件が加工食品等ということでございます。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 山本優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございます。

数は大変多いところでありますが、その中身については今ここで細かくはお聞
きするつもりはございませんけれども、そのベースとなりますのは、これはもう
課長もよく理解した上でのことだろうと思うのですが、今の運営協議会のほうで
中心になっておりますこのベースが、従来から農産物の即売所として運営をして
きた四季菜でのメンバーといいますか、そういう方々が中心になっていくんでな
いかなと思うんですが、そことの関係について現在、町としてどのように考えて
おられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（秋田重敏君） 山岸農林水産課長。

○農林水産課長（山岸 健君） 今ほど四季菜とのお話でございますが、四季菜につ
きましては、来年2月に総会を開きまして、その辺の今後の方向について議論す
ると聞いておりますので、今時点での発言は控えさせていただきたいと思ひます。

○議長（秋田重敏君） 山本優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございます。

現状は、町が主体としてということでもないと思います。今課長の説明のとおりやむを得ないと思っております。

最後に、今、詳細についてはということでございましたので、質問でなしに意見として申し上げておきたいと思っておりますのは、やはり地元で農産物を販売しております、あるいは生産をしてる人たちにとりますと、やはり今まで四季菜とかいろんなところで販売をしてきたことは、それが生活の糧にはならないかもしれませんけれども、やはり特に高齢者の方々にしてみますと、それが一つの生きがいであったり、あるいは別な意味では町内の農地を守るという意味でも大変重要な役割を果たしてきたと思っております。

そういう意味で、今回の幅広く道の駅で販売ができることになるということは非常に大事なことだと思うのですが、問題は距離の問題とか、あるいはそれらにコンスタントに農産物を提供していくことの難しさとか、いろんなことがあろうかと思っております。そういう意味で、町として協議会にお任せをするのと同時に、町としてもバックアップをしていくということが必要でないかなと思っております。そのことをこれからあと1年切ったところでございますので、指導をいただくということをお願いして、私の今回の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（秋田重敏君）これにて山本優君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休	憩
[休憩	午前11時10分]
[再開	午前11時20分]

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開いたします。

次に、

1. 津波の対応について
2. 水仙畑の保全について
- 3番 大浦和博君。

[3番（大浦和博君）登壇]

○3番(大浦和博君)大浦でございます。議長からお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、新聞報道にもありましたが、県が公表した津波、浸水想定の見直しの件、そして越前海岸水仙畑が国の重要文化的景観に選定された件の2つについて質問させていただきます。

まず、津波対応についてお伺いします。

10月30日、県は津波のシミュレーションの見直しを公表いたしました。若狭海丘列付近断層でマグニチュード7クラスの地震が発生した場合、本町は最大津波高2.7メートル、到達時間15分から47分とのことであります。

町が配布した防災の手引の中に津波ハザードマップがあります。このマップには、2.62メートルとなっております。その誤差は8センチで、あまり大差ありませんが、報道によりますと、県は各市町のマップの見直しや避難路確保に反映し、ソフト対策の充実を図るとあります。

東日本大震災後、沿岸部の居住者は津波に対して敏感であり、町も地震での津波訓練を実施し、その対応に取り組んでおりますが、新たにこの2.7メートルを示され、配布されている津波ハザードマップに記載されている海拔表示との差を見て、楽観視する人、危機感を持たない人が増加するのではないかと不安がありますので、改めて幾つかお伺いします。

まず、ハザードマップの見直しを行うのか。行う場合、県がするのか町がするのか。

配布されているハザードマップや地区のところどころに電柱とか公共施設に海拔を表記してありますが、海拔の基準はどこで、海面高と異なるのか、伺います。

近年は、1年の半分以上が常時高潮注意報が発令しているように思います。その場合、通常より潮位が40センチから50センチ高いと思われれます。マップの記載や海拔表示を現状の海面高との差に訂正したほうがよいのではないかと思います。その考えを伺います。

そして、2.7メートルの津波、押し寄せる時間帯はどれだけを推測しているのか。その時間帯によっては物すごく被害が生じると思います。河野地区は平地が少なく、海岸線、そして河川に沿って多くの家が建ち並んでおり、海岸部、河川沿いの民家、集落が被害を受けるのではないかと考えられます。東日本大震災においても周知のとおり、津波が川を遡上し、河川周辺の家屋が水没しました。河野地区のどの河川に沿って建ち並ぶ家屋にも危険性がありますが、特に今泉川沿いの家屋は河口から約10メートルほどであり、川幅も急に狭くなっております。そし

て、川床からの高さも約3メートルぐらいのため、津波が来れば海水と川水とで
すぐ氾濫するのではないかとと思われます。そして、河野川の沿線にある家屋、さら
に上流の老人ホームこうの、そのさらに上流の赤萩地区まで危険が生じるのでは
ないかと危惧いたしますが、どこまで被災するのか、検証はしているのしょう
か。そして、その対応は考えているのしょうか。

特に老人ホームこうのも危険を及ぼすのであれば、入居者はほとんどが車椅子
であり、移動に時間を要します。河川護岸の補強やかさ上げができないのか、伺い
ます。

また、今泉地区の津波避難所として河野天文学習館が指定されております。し
かし、この施設は令和4年度以降に取り壊す計画になっております。代替りの施
設を造る計画はあるのか、伺います。

この施設は車で行き来できる施設であり、壊さずに避難所として存続できな
いのかも伺います。

そして、大谷地区の避難所は神社、寺院が指定されているわけですが、車では行
けません。急峻な階段があり、高齢者が多い地区のため、避難路の整備はできな
いか。町単独では難しいと思いますが、県の事業でできないか、伺います。

さらに、河野地区の下水処理場、ここは海面から数メートルであり、水没するの
ではないかと思われます。電気系統が不能になった場合はどうなるのか、伺い
いたします。

南越消防河野分署も被災するのではないかと思います。職員は、住民の避難呼
びかけなど大変な業務があります。その後の救急車や消防車の待機場所は決まっ
ているのしょうか。決まっていなければ、河野小学校と天文学習館がい
いのではないかと思います。いかがでしょう。

以上、津波に関して幾つか伺いました。ご答弁お願いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの大浦議員の津波の対応についてお答えをいたし
ます。

福井県では、このほど福井県沿岸に襲来する恐れがあります最大級の津波を想
定いたしました津波高と浸水想定を8年ぶりに改訂をし、公表いたしました。8
年前の平成24年につきましては、東日本大震災を受けまして県が独自に津波の
断層モデル等の条件設定を行いまして実施したものであります。今回は国が示

した日本海側統一の津波断層モデルと計算手法を用いてマグニチュード7クラスの地震を想定したものであります。全体的な傾向として、全海岸線での最大の津波高の平均は0.5メートル低下をいたしまして、浸水面積は約46%縮小いたしました。しかし、一方で、一部陸地に近接した断層の影響によりまして、全般的に津波の到達時間は短くなる傾向となりました。

南越前町におきましては、糠、甲楽城、河野、大谷の4つの地点が設けられまして、最大の津波高は糠と甲楽城で1.9メートル、河野で2.7メートル、大谷で2メートルとなりました。

この最大津波高とは、海岸線から約30メートルの沖合地点での津波を東京湾の平均海面から測った高さで最大のものを指します。また、最大津波の到達時間では、糠で45分、甲楽城で18分、河野で20分、大谷で30分となっております。

一方で、住宅がある区間の道路上での浸水深につきましては、糠、河野、大谷では浸水はありません。甲楽城で0.3から1.5メートルとなっております。必ずしも住宅付近では最大の津波高と同等の浸水深にはならないことを示しております。

町では、このような結果を受けまして、短期的な対策といたしまして地域防災計画や津波ハザードマップの見直しを行うとともに、津波を想定しました避難訓練等の実施を検討いたします。また、中長期的な対策として、避難路の整備を含めた津波避難施設の確保を検討していきたいと思っております。

詳細な答弁につきましては、担当課長の方から回答させていただきます。

○議長（秋田重敏君） 北野総務課長。

○総務課長（北野 徹君） 大浦議員の一般質問の詳細についてお答えをさせていただきます。

今回公表した津波想定は、新月、満月付近の満潮時を想定したものでございます。津波による影響を最大限考慮したものとなっております。

その上で、まず津波ハザードマップの見直しについてでございますが、町が主体となって令和3年度中の見直しを検討いたしております。

また、海拔表示の基準につきましては、東京湾における平均的な海面の高さを標高ゼロの基準といたしております。福井地方气象台によりまして、今年は11月末までに50回弱の高潮注意報を発表したとのことでございます。潮位が最も高くなったときでも通常より20センチ程度であり、現在の海拔表示は精度の高

いものとしてご理解をお願いしたいと思います。

次に、津波が押し寄せる時間については、今ほど町長が申し上げたとおり、早い地点で18分、遅い地点で45分となっておりますが、住宅付近の浸水深と同等ではございません。甲楽城区付近では、高台や近くの頑丈な建物に避難するなどの対応が考えられます。河野、大谷区につきましては、浸水の影響はないとのことでございます。

次に、河川への遡上につきましては、今回、県が公表した津波浸水想定図では、河川に水が全くないことを想定して遡上について調査が行われております。今泉川や河野川流域、さらには赤萩区に及ぼす影響はないと思われま。

また、津波の際の指定緊急避難場所である河野天文学習館に関してでございますが、仮に取り壊しをしたとしても、跡地の広場が避難場所として活用ができるため、ご理解をお願いしたいと思います。

大谷区の避難路の整備につきましては、国、県の補助を受けて避難路を整備する場合、津波災害警戒区域いわゆるイエローゾーンに指定されることが条件となりますので、これについてもご了承をお願いしたいと思います。

最後に、南越消防組合南消防署河野分署につきましては、津波が想定される場合、直ちに車両や資機材等をダイビングパーク上の駐車場に移動することとなっておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。総務課からは以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君） 続きまして、河野下水処理場の電気系統が津波により不能になった場合の対応について、お答えをいたします。

まず、施設内に設置をしました自家発電機で対応をさせていただきます。仮にそれが浸水した場合につきましては、他所に配備をしてございます移動用の発電機による対応を実施予定でございます。さらに、その想定を超える災害時には、町が策定をしました下水道事業継続計画によりまして、仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車、仮設トイレなどの設置を実施予定でございます。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 大浦和博君。

○3番（大浦和博君） 町長からは、地区ごとの津波高や到達時間までご答弁いただきました。到達時間につきましては、甲楽城が18分で、糠が45分というのはち

よっと合点がいきませんが、そういうことでございます。質問もできませんけれども、そういうことでございます。

総務課長の答弁では、河野地区全体において、おおむね浸水の影響はないとのことでございます。これも私自身、あんまり信じられませんが、安心いたしました。

ただ、町民の方々も一部理解がしにくい説明があったと思います。といいますのも、津波が川を遡上する場合の説明におきまして、河川に水が全くないことを想定して調査が行われるということでございます。これをお聞きしましたら、これは県が検証する河川全てこの条件で検証するというところでございますので、住民の皆さんもご理解をお願いしたいと思います。

ただ、有事は大雨のときに発生するかもしれません。自分の命は自分で守るということを肝に銘じまして、行動をお願いしたいと思います。

また、今後、さらに地球温暖化が進み海面が上昇すると思われます。それに伴う見直しは、ぜひともお願いしたいと思います。

次に、2つ目の国の重要文化的景観の選定についてお伺いいたします。

本庁と福井市、越前町の3市町で取り組んでできました越前海岸の水仙畑が国の重要文化的景観に選定されるとのことです。選定地区はそれぞれの市町のごく一部の地区であります。誠に喜ばしいことでもあります。

しかしながら、本町で選定を受けた地区住民はあまり喜んでいないと思います。なぜなら、水仙畑がないからです。

確かに、指定は水仙畑だけではなく、地域の家屋や神社、杜氏、酒造りの歴史等も含まれているとのことですが、やはり水仙をメインとした文化的景観との思いが強くあります。水仙が壊滅状態になった地区住民としては、無関心というか、水仙を見に訪れる方々に申し訳ないという思いもあります。

以前から地区の獣害被害状況を述べているように、地区の水仙畑は急斜面で、個人で設置する防護柵では無意味であり、逆に倒されて後始末ができない現状であります。

昨年、町が試験事業で防護柵を設置してくれました水仙畑では、今年はたくさん水仙が生えてきております。まだ細く、花はついておりませんが、二、三年後には花がつくと思っ期待しているところです。

ただ、残念ながら、鹿やイノシシが入り荒らしております。それは関係者で補修はしておりますけれども。これは先ほど喜村議員が質問で言いましたように、試験的に設置してくれた防護柵は構造的に弱いですね。金網の底、イノシシが頭突っ込んでそのまま入る。穴が空く。そこから行き来すると思うんですけれども、賢

いといいますか、もうその場所を分かってしまっていて、もう獣道ができています。そこも補修はしていますけれども。

鹿が横になった防護柵に上から石を落としまして低くなってしまふ。土砂を落として高さがもう1メートル50か1メートル近くになってしまっている。そこから飛び越えて入るということで、メッシュを上へ足して防護、補修はしていますけれども、そういったことで試験的に設置してくれた防護柵ではちょっと弱いのかなと思っております。

いずれにしても、防護柵を設置すれば水仙が生えてくるというのは確実に生えてきますので、今後、さらに防護柵を設置していただきたい。

新聞に「水仙畑保全へ絶好機」という見出しもありますように、ぜひとも国、県と一体となって保全の取組について恒久柵の設置ができないか、その対応をお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 大浦議員の水仙畑の保全についてのご質問にお答えいたします。

先の新聞報道にもありましたが、令和2年11月20日に開催されました国の文化審議会において審議、議決を経まして、「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」を国の重要文化的景観に選定するよう文部科学大臣に対し答申がございました。

糠地区の文化的景観は、平地が少なく、冬は海が荒れる越前海岸においてもともと自生していた水仙を斜面地で栽培する中で形成されたもので、水仙畑を特徴としつつも、集落内に残る社寺や杜氏の功績碑なども越前海岸における人々の暮らしと歴史を理解する上で重要であるとの評価を受けました。

正式には、来年予定の官報告示の後に、県内でも初となる重要文化的景観として選定される運びとなっております。

選定後は、令和元年度に策定いたしました文化的景観の保存活用計画や、南越前町景観計画等に基づき水仙畑や集落の景観保全を進めていくこととなりますが、文化的景観の価値を伝える根幹である水仙畑の保存に当たっては、最優先の課題として水仙栽培の継続、獣害対策への支援、担い手の育成などがあります。重要文化的景観の整備事業における国の補助事業だけでは解決できないものもあり、防護柵の設置などにつきましては、既存の鳥獣害対策への支援制度により対策を進めていくこととなりますので、地元集落をはじめ、水仙農家と対策を協議するとともに、県や町の関連部局との綿密な情報共有や政策的な連携を図りながら、対

策に向けた前向きな取組ができるよう努めてまいります。以上です。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）選定されたことによって、鳥獣害の新たな事業が見直されるわけでもございませんので、現時点の答弁はなかなか難しいとは思いますが、町では防獣柵の資材費は7割、8割、9割、10割と用途に応じてございます。設置費につきましても自費や5割補助等がありますが、先ほどから申し上げておりますとおり、当該糠地区の水仙畑は急峻で、また、ガラ石だらけのため、素人だけでの設置はかなり難しいと思います。このたびの重要文化的景観の選定を受けることによって、地区外から訪れる方々に失望させないためにも、水仙の復活を祈っているところでございますので、ぜひとも国、県、町で恒久柵を設置して下さることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（秋田重敏君）これにて大浦和博君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休	憩
[休憩	午前 11時46分]
[再開	午後 1時00分]

再	開
---	---

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。

次に、

1. 新型コロナ対策自動体温測定器の導入について
 2. 新型コロナ対策追加支援について
- 8番 加藤伊平君。

[8番（加藤伊平君）登壇]

○8番（加藤伊平君）私の2つの質問のテーマは、新型コロナウイルス感染症であります。このことは、連日、新聞、テレビのトップニュースになっておりまして、全国での1日の新規感染者の数は増加を続け、死者の累計は2,500人を超えました。福井県はほぼ連日新規感染者が発生し、県は今年3日まででありました感

染拡大注意報を10日まで延長し、さらに17日まで1週間延期いたしました。町内では、その後、感染者は出ていませんが、3密を避け、手洗いを励行し、マスクをつけるという町民各位の努力によるものと思われまます。

発熱は、コロナ感染症の典型的な症状の一つでありまして、このチェックのため、町内の小中学校、保育所や児童館では先生や保育士さんが毎朝学生、児童、園児のため体温を一人一人非接触型体温計でおでこに当てて測っています。そこで、自動体温測定カメラを配置したらどうかと思います。

この機械は、測定者がいなくても人が機械の前に立てば自動的に高速で体温を測定するもので、結果を画像や音声で告知するものであります。大勢の人を同時に測定したり、マスクの着用も判断して告知したり、消毒液とセットだったりといろいろあります。自動的に測るため、そうでなくてもコロナ対応で忙しくなっている先生方の負担が軽くなると思います。10万円くらいからあります。これを購入し、役場庁舎、学校、保育所や児童館、ウオーターランド等多数の人が出入りする入り口に設置し、来場者に自分で測ってもらうようにしたらどうでしょうか。町民の健康管理にも役立つと思いますが、どうでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）加藤議員の一般質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの集団感染防止対策として、密閉・密集・密接のいわゆる3密対策、マスクの着用、手洗いの励行など新しい生活様式の実践が必要とされておりますが、まずは感染症の疑いのある方をこれら3密の起こりやすい場所への移動や参加を抑制することが、より効果の高い感染症防止対策につながると考えられます。

また、感染症の疑いの一つである発熱の管理も大事な要素でありまして、今後は公共施設においても入場者の体温管理等を徹底したいと考えております。

そこで、町では特に人の往来が多い公共施設に非接触型の体温測定機を設置いたしまして、入場者自らが人と接触することなくスムーズかつ確実に体温を測定いたしまして、利用者、そして管理者双方にとって、安全安心な環境づくりに努めたいと考えております。

具体的には、住民の利用が多い役場の本庁舎、今庄、河野の両事務所、各小中学校や保育所、児童館、各地区の公民館、温泉施設等に加えまして、町外からの利用

があります観光宿泊施設、観光案内所など合計42の施設及び健診や各種イベント時の持ち運び用も含めまして、合計44台のAIによる体温感知カメラの導入を考えております。

議員のご質問にあるとおり、測定機には音声告知機能のあるものや、マスク着用の判断のできるもの、大勢の人を同時に測定できるもの、手指の消毒液がセットされているものなど様々な規格のものが生産されております。例えば学校など短時間に大勢の子供たちが通る玄関には多くの人数を一度に測定できる機種にするなど、各施設の規模や利用度を鑑みまして最適な機種を選択していきたいと考えております。

また、関連として、集落における自治活動の際にも感染対策の一環として、瞬時に体温を計測できる手持ち用の非接触型体温計を配付する予定となっております。

なお、これらの導入費用につきましては、本議会に提出をしております12月補正予算案に計上させていただいておりますので、ご審議の上、妥当なご決議を賜りますようお願いいたします。

○議長（秋田重敏君）加藤伊平君。

○8番（加藤伊平君）今の議会に提案されている予算案の中に、これらの購入費が含まれているということですので、私も賛成したいと思っておりますので、予算が通ったらそれぞれの箇所にできるだけ早く配置をしていただきたいと思います。

次に、追加経済支援であります。町は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた事業者の経営持続化のため、町内の対象店で電子決済サービスPayPayでの支払いに対し、消費者に20%ポイントが戻ってくるキャンペーンを9月1日から2か月間行いました。対象店はどの店で、付与額は幾らでしょうか、教えてくださいたいと思っております。

私が事業者から聞いたところでは、PayPayからの支払いに時間がかかる、消費税にまで手数料がかかり負担が大きいといった意見がありました。消費者側では、月に1万円、2か月合わせて2万円のためにスマホを購入しなければならない。スマホがあっても不正引き出しが怖いからやらない、アプリの入手方法が分からないという声がありました。

この事業のポイント付与は、町内外の利用者を問わず行われていますが、町内にもスマホを利用できない高齢者、コロナによる経済の萎縮で困っておられる町民もおられますので、私はいかがかと思っております。

現に、福井市、鯖江市、越前市や永平寺町、その他の県内市町では住民に限定し

たプレミアム商品券を発行しています。

昨今のテレビ報道のように、感染拡大が収まらないことから、町内の旅館や飲食店でこれから書き入れどきの忘年会、新年会が自粛でなくなり、期待のGo Toトラベルも大阪市発がなくなることから営業に支障が出ております。

また、消費者も景気が悪化して、「ボーナスが減った」「残業が減った」「週休3日制になった」という声を聞き、経済は一層落ち込むと思われまます。町としてプレミアム商品券を発行することはできませんか。お尋ねをいたします。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの加藤議員の一般質問の新型コロナの追加支援についてお答えをいたします。

町では、本年度初めより新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けております地域経済や住民生活を支援するために、学校の休業中の家庭における調理の軽減、そしてまた町内の飲食店の活性化を目的といたしました「山海里応援弁当」と銘打った飲食店の活性化事業、そしてまた1事業者当たり10万円を給付いたします南越前町小規模事業者応援給付金、また、子育て世代には子供1人当たり3万円を給付する子育て支援特別給付金など、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、幅広く様々な施策を展開してまいりました。

そのような施策の一環として、新型コロナウイルスの感染拡大により、経営の影響を受けた事業者の経営の持続化、そしてまた町内におけるキャッシュレス化と新しい生活様式への対応を積極的に推進いたしますとともに、消費者の消費喚起を促すため、電子決済サービス、PayPayを活用いたしまして、南越前町の消費活性化ポイント付与事業を9月1日から2か月間展開させていただきました。実施期間中の課題の一つに、事業開始後に導入手続を行った店舗の利用可能期間が短くなったという事案も発生しております。

このような状況を踏まえまして、町内におけるさらなる観光客の誘客と消費者の消費喚起を一層促すために、新型コロナウイルス感染拡大に対応する追加支援策といたしまして、南越前町の消費活性化ポイント付与事業の第2弾を12月補正予算で提案させていただいております。

また、スマートフォンを持つ予定のない方、そしてまた電子決済サービスの利用に不安を持たれている方など、PayPayを活用した南越前町消費活性化ポイント付与事業の利用が容易でない住民の方々に対する南越前町独自のプレミアム商品

券の発行に向けまして、対象店舗の選定や対象者の範囲などについて商工会、そしてまた関係機関と十分協議をさせていただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染拡大による影響の対応を切れ目なく講じるために、商工会ご協力の下、住民生活と地域経済を支援してまいりたいと思っております。

南越前町の消費活性化ポイント付与事業の9月から10月までの実績および第2弾の概要につきましては、担当課長の方から説明させていただきます。

○議長（秋田重敏君） 関根観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（関根将人君） 9月1日から2か月間実施いたしました南越前町消費活性化ポイント付与事業の実績について、ご回答させていただきます。

町内でPayPayが利用できる店舗数は事業開始時点の9月1日では47店舗でございましたが、この事業の開始後、日ごとに増加いたしまして、事業終了時には94店舗になり、現在では104店舗に増えてございます。

なお、来年9月まではPayPay導入に係ります初期費用、また消費者の方がご利用になった際に発生いたします決済手数料は無料となっております。そういったことから、各店舗でのご負担は発生してございません。

ご質問の対象期間におけますポイント付与総額は、743万7,435円でございます。

そして、追加支援策として取り組ませていただきます南越前町消費活性化ポイント付与事業の第2弾では、実施期間を来年の1月から2月の2か月間とさせていただきたいと考えてございます。決済金額の30%をポイントとして付与させていただきたいと考えてございます。1回当たりの付与上限額も5,000円というふうに考えてございます。ただし、1か月当たりの付与上限額は第1弾同様に1万円でございます。

この南越前町消費活性化ポイント付与事業は、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として消費活動の際の接触の機会をできるだけ回避することで感染リスクを軽減するためのキャッシュレス化を推進するとともに、町内における消費喚起を促し、感染拡大により経営に影響を受けた事業者の経営持続化を図ることを目的に実施するものでございます。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 加藤伊平君。

○8番(加藤伊平君) どうもありがとうございました。私もこのコロナの感染症が早く収まって、経済が元どおり動いてくれればいいと思うんですけども、なかなかそのようにはいかないと思いますし、国も新しい補正予算を今検討中と聞いておりますので、南越前町でも次の経済対策のときには、一部の町民が置き去りにされないようにお考えをいただきたいとお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(秋田重敏君) これにて加藤伊平君の質問を終わります。

次に、

1. 3中学校の部活動指導員の現状について
 2. 3中学校統廃合計画の進捗状況について
- 1番 高橋宏介君。

[1番(高橋宏介君)登壇]

○1番(高橋宏介君) それでは、一般質問させていただきます。

1つ目、3中学校の部活動指導員の現状について、部活動指導員の採用状況について伺います。

2017年、平成29年に教員の働き方改革の一環として、部活指導員は制度化されました。部活動指導員とは、中学校、高校の部活動において、学校長の監督下で顧問の代わりに単独で指導、引率ができる外部人材のことであり、平成29年4月に学校教育施行規則の一部が改訂され、新たに制度化された学校職員です。

職務としては、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動、大会、練習会等の引率、用具・施設の定検・管理、部活動の管理運営、保護者への連絡、生徒指導に関わる対応、事故が発生した場合の現場対応などです。

部活動指導員と教員の2人で部活動の顧問を兼任する場合は、互いに連携、協力しながら適切な役割分担を担って生徒を指導します。

部活動指導員は、単独で顧問となることもできますが、その場合、学校長は当部活動の担当教諭を置くことが義務づけられており、担当教諭が年間月間指導計画の作成支援や生徒指導、事故が起きたときなどの必要な対応を行います。

この部活動指導員の南条、今庄、河野ごとの採用状況について所見を伺います。

○議長(秋田重敏君) 上田教育長。

○**教育長（上田康彦君）** 高橋議員の部活動指導員の採用状況についてのご質問にお答えいたします。

南越前町の3つの中学校には、合わせて14の部活動があります。そこに5名の部活動指導員を採用しています。その内訳は、南条中学校が男子バレーボール部に2名、今庄中学校が剣道部、女子バレーボール部、吹奏楽部にそれぞれ1名。河野中学校には、現在、部活動指導員がいない状況でございます。以上でございます。

○**議長（秋田重敏君）** 高橋宏介君。

○**1番（高橋宏介君）** 次に、部活動顧問の教員の競技経験について伺います。

競技経験のない部活動の顧問を任されることは、教員の心理的負担になります。また、生徒に対しては正しい理解に基づいた適切な指導や想定される事故、けがの未然防止などが十分に行えない場合があるのではないかと不安があります。このような状態は、競技経験がなく指導をしている教員が問題なのではなく、そうせざるを得ない学校の現状の問題であると考えます。

現在、3中学校の部活動の顧問をしている教員で競技経験がなく指導している者が何名おられるのか、全体の何%になるのかを伺います。

○**議長（秋田重敏君）** 上田教育長。

○**教育長（上田康彦君）** ただいまの部活動顧問の教員の競技経験についてのご質問にお答えします。

今年度の正顧問で競技経験のない者は、3中学校全体で約43%、14名のうち6名が競技経験のない者となっています。

その内訳は、南条中学校では8名中5名、今庄中学校で4名中1名、河野中学校で2名中0名でございます。以上です。

○**議長（秋田重敏君）** 高橋宏介君。

○**1番（高橋宏介君）** 次に、部活動指導員の募集方法と採用基準について伺います。

外部人材として、子供に教えることのできる部活動指導員を知らない町民の方々も多くおられます。募集の取扱い先が教育委員会なのか、学校なのか、窓口が

分かりにくいとの声も聞きます。募集方法はどのような方法を取っていますか。

また、採用基準については、どのような設定がされているのでしょうか。

そして、教育委員会は採用、不採用の実態を把握していますか、所見を伺います。

○議長（秋田重敏君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） ただいまの外部指導員の募集方法と採用基準についてのご質問にお答えいたします。

募集方法に関しましては、町のホームページを通じて募集を行いましたが、なかなか手がいないことから、学校側にも募集の協力を得ながら採用を行ってきました。

採用基準に関しては、競技の指導経験がある方や生徒への指導方法などを理解していただける方などで、校長と相談の上、教育委員会が採用を行いました。

具体的な採用に至ったケースといたしましては、休部していた部活動を再開させるために校長がスポーツ少年団の指導経験のある方に依頼したケース、学校で教員以外で勤務されている方で、競技指導の経験がある方に依頼したケース、部活動指導経験のある退職教員に依頼したケースがございます。

今後は、各中学校の校長と顧問の代表、町教育委員会事務局員で構成します南越前町部活動の在り方に関する検討委員会などで募集方法や採用基準、効率的な運用方法を検討してまいりたいと考えています。

なお、募集等の担当窓口は教育委員会事務局で行い、学校独自で判断することがないように、教育委員会事務局と学校が連携して採用の可否を決定していきたいと考えています。

○議長（秋田重敏君） 高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君） 次に、中学校統廃合後の部活動指導環境の計画について伺います。

中学校の統廃合が実施されると、1年生70名、2年生92名、3年生81名の合計243名となる予定であります。現在の生徒数減少による部活動の問題が人数の面においては改善されるであろうと思います。それに伴い、生徒に対しての指導環境もあわせて拡充させる必要があります。

また、顧問の教員に対しては、ブラック部活とも言われている部活動時間の長

期化の問題があります。

今の教員の部活動に関わる1日当たりの勤務時間は、平日、休日ともに10年前より増加しており、特に土日の勤務時間が増加しています。この教員の多忙化が大きくなるのではとの懸念もあります。教員が疲労してモチベーションが下がってしまえば、生徒への部活動のみならず、勉強や学校生活への悪影響を与えかねません。部活動指導員の制度の導入はひとつの解決策になると思います。今まで以上に取り組んでいただき、部活動における指導を多様化させ、充実させていきたいと思います。

導入に当たっては、なり手不足の問題、指導員と教員の連携、協力の問題、責任の所在の問題、教員が導入に対して不安を持っているなど課題も多くあります。教育委員会と学校が連携、情報交換などを密に取ることが重要であり、教育委員会の積極的な取組をお願いしたいと思います。

統廃合まで1年と4か月しかありません。問題が起きてから対応するのではなく、先へ先への対応が必要であります。現在の問題では、なり手がいないという問題が大ききようであります。今後、どのような計画を立てておられるのか、所見を伺います。

○議長（秋田重敏君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 中学校統廃合後の部活動指導環境の計画についての質問にお答えいたします。

部活動指導員に関しましては、競技の指導ができるだけでは逆に生徒の負担が増えてしまうという学校側の不安感もあるため、単に指導員数を確保するだけでは不十分であると考えています。人格等も含め、指導可能な方を人材登録し、必要に応じて学校に紹介できるようなシステムを構築していく必要があると考えています。

一方、国は部活動改革の一環として、令和5年度以降、休日の部活動については段階的に地域の協力を求めるという方針が打ち出されたところでもあります。これに伴いまして、福井県でも令和3年度からモデル校を選定し実証を行っていくと聞いております。

今後、本町におきましても、他市町の好事例を参考にしながら、指導者の確保、指導の一貫性、費用負担の在り方等を検討し、効果的な活用方法について検討を行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（秋田重敏君）高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君）部活動指導員の制度は、生徒に対して正しい理解に基づいた指導や、事故、けがの未然防止に努め、安全な環境を与えられるものであります。そして、教員の異動により、中学校最後の大会の年に顧問が替わってしまうようなことも起きなくなります。中学校3年間の競技経験は、今後の人生に大きな影響を与える大切な期間であります。

また、教員に対しては心理的負担や平日の勤務時間の軽減、土日に休暇を与えられるようになるなど、教員の働き方改革も行います。しかしながら、子供を預けるからには、部活動指導員には教員と同等の責任と人格を持っていただかなければなりません。指導者であり、教育者であるとの自覚も持っていただかなければなりません。率先して取り組んでいただきたいですが、慎重に行っていただきたいと思えます。

そして、募集につきましては、部活動指導員の希望者の話が直接中学校にあった場合は、必ず教育委員会へ報告するように中学校への指導を願います。採用審査は教育委員会事務局の窓口を通して教育委員会と学校の双方で行って、教育委員会が把握してない事例などがあることがないようにお願いいたします。

2つ目の3中学校統廃合計画の進捗状況について、南越前町立中学校統合準備委員会について伺います。

本町は、中学校の統廃合に向け南越前町立中学校統合準備委員会を組織し、様々な課題について協議、検討をしていくことになりました。統合準備委員会は、6月29日に第1回、9月29日に第2回、12月7日に第3回が開催されたと聞いています。その中で、新中学校名の応募結果と候補名の選定について、校歌及び校章の選定方法について、制服、体操服等の選定方法について、通学方法と部活動の決定に係る進捗状況についてなどが審議されたと聞いております。どのような質疑応答や意見交換がなされたのか、伺います。

また、7月に行われた各地区住民、保護者への説明会や、9月中旬から10月中旬にかけて行われた小学校5年、6年生と中学校1年生を対象に行われた説明会では、具体的な説明はどの程度行われたのでしょうか。また、どのような意見が出されたのかを伺います。

○議長（秋田重敏君）坂井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坂井浩伸君）高橋議員の中学校統廃合計画の進捗状況に

ついてのご質問にお答えいたします。

初めに、統合準備委員会における質疑応答や意見交換の状況について、お答えをいたします。

まず、校名候補の選定についてであります。児童生徒、保護者、町民などから寄せられました522通、222種類の応募の中から、応募数がほぼ同数で最も多かった「南越前」「山海里」を校名候補とすることに特に異論はございませんでした。

委員の中からは、今庄、南条、河野の3地区を表わす名前で3地区の和を大切にしたいなどの理由で、「山海里」を推す方もおられました。

一方で、「山海里」では、どこの中学校なのか、他の地域の人には分かりづらい、町の名前なのでみんなにとって親しみがあるといった理由から「南越前」を推す委員もありました。

これらの意見も添えて、去る10月28日に開催いたしました南越前町総合教育会議では、「南越前」は地域に密着した名前なので親しみやすさもあり、町に誇りを持つことができるということで、全会一致で新中学校の校名案は全て漢字の「南越前町立南越前中学校」とすることに決まりました。

次に、校歌、校章の選定方法についてであります。南越前町をよく知る専門家に作詞、作曲、編曲等をお願いするのがいいのではないかという意見が出され、12月7日開催の第3回統合準備委員会では、概ねそういう方向で準備を進めていくということになりました。

続きまして、制服、体操服、通学方法、部活動についてであります。10月中旬に児童生徒、保護者、教職員を対象にアンケート調査を行った結果、制服については、従来どおり男子は詰襟、女子はセーラー服という回答が70%を超えていました。

第3回統合準備委員会では、アンケート結果を尊重し、「令和4年度から新しい制服と体操服に設定する。ただし、従来の制服と体操服の利用も可能とする。」ことで一致をいたしました。特にセーラー服に関しては、アンケートで要望の多かった白いライン入りで、特に夏服は襟と袖口の色がほかの部分と異なり、黒ネクタイのセーラー服にしてはどうかという意見が多くありました。

また、体操服については、今後、速乾性、耐久性などを重視した新しい体操服のモデルを数種類提示させていただき、児童生徒、保護者、教職員による投票を行い、新しい体操服を決定していくことになりました。

次に、通学方法と部活動につきましては、アンケート結果をそのまま反映させるには検討すべき課題がまだまだ多いということで、統合準備委員会の作業部会

である生徒指導部会でさらなる検討、協議を行い、次回以降の統合準備委員会において検討することといたしました。

以上が統合準備委員会での審議でございます。

次に、中学校統合に関する説明会の状況についてお答えをいたします。

第1回の統合準備委員会を終えて、7月20日にPTAの会長、副会長向けの説明会を行い、さらに7月27日から7月31日にかけて住民、保護者対象の説明会を町内3会場で開催し、延べ166名の方に参加をいただきました。

この説明会では、今後のタイムスケジュール、改修工事の概要、統合によるメリットとデメリットなどについてご説明をさせていただきました。参加された皆さんからは、統合の経緯を聞かせてほしい、子供たちにも説明会をしてほしい、通学時間はどの程度考えているのか等々、多くの質問やご意見をいただきました。この質疑概要に関しましては、統合準備委員会にて報告をいたしました。

また、9月中旬から10月中旬にかけて、町内小中学校の小学5年生から中学1年生までの児童生徒を対象に説明会を開催いたしました。子供たちからは、部活動は増えるのか、今の中学校の先生は新しい学校に来てもらえるのか、などの質問や意見がありました。

今後も中学校統合のスケジュールを踏まえながら、保護者や児童生徒を対象に説明会を行う予定でございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（秋田重敏君）高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君）次に、中学校統廃合のアンケートについて伺います。

これからはアンケートの集計結果等を参考にしながら検討を進めていくとのこととあります。小学校1年生から中学校1年生の児童生徒や保護者を対象に、制服や体操服、通学方法、部活動等のアンケートを行うということとありますが、どれぐらい行う予定でしょうか。

保護者、児童生徒一人一人の意見を聞くにはアンケートは大変有効な方法であります。であるからこそ、どこで審議されるのか、それを明確にしたり、どんな小さな意見も集計し、結果をなるべく早く伝えていただきたく思います。どのような方法を取って取扱い、公表されていくのか、伺います。

○議長（秋田重敏君）坂井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坂井浩伸君）中学校統廃合のアンケートについてのご質

問にお答えをいたします。

今回行いましたアンケートでは、4項目、制服、体操服、通学方法、部活動について行い、その集計結果につきましては、統合準備委員会において検討、協議を行う際の基礎資料として活用するとともに、保護者、町民の皆様には町のホームページに掲載し、公表させていただく予定でございます。

また、アンケートとは異なりますが、新体操服を決めるための投票や校章図案の募集なども予定しておりますので、実施の際には皆様方のご理解とご協力のほどよろしくお願いをいたします。以上、回答とさせていただきます。

○議長（秋田重敏君）高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君）新中学校の開校に向けて、教育委員会が慎重を期して取り組んでおられることは十分承知しております。ですが、児童生徒や保護者、住民の不安や疑問も取り除く努力もしていただきたく思います。そのためには、今どのような協議がされているのか、決まったことがあるなどといった情報をいち早く伝えることが大切であります。現在の情報公開には、中学校統合準備委員会だよりの発刊やホームページなどの方法を取っておられますが、10月に発行された統合準備委員会だよりは第1回、第2回の委員会の結果を一つにまとめられたものであります。その都度、発行していただきたく思います。

情報公開は、迅速に、できるだけ分かりやすく、詳しく行っていただきたく思います。これで一般質問を終わります。

○議長（秋田重敏君）これにて高橋宏介君の質問を終わります。

次に、

1. 新ごみ処理施設について

12番 平谷弘子君。

〔12番（平谷弘子君）登壇〕

○12番（平谷弘子君）では私、今回、新ごみ処理施設についてお伺いをいたします。

新ごみ処理施設につきましては、過去にも質問させていただき、町長からも地元の要請には真剣に真摯に対応するとの答弁をいただいております。12月8日には火入れ式が行われ、来年1月4日、いよいよ施設のごみの焼却が始まりますが、同時に分別の方法が一部変更になり、具体的には、汚れが付着し洗浄が困難な

プラスチック製容器包装、汚れが付着し洗浄が困難なプラマーク以外のプラスチック製容器包装など、簡単に言いますと、洗浄が困難な弁当箱やマヨネーズの容器、またペットボトルなどが燃やせるごみの白い袋に入れることができるようになるようでございます。

このように分別方法が変わることで困惑することも想定されますが、町民の皆様にもどのように周知徹底しているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、新ごみ処理施設が本格的に稼働していくと、住民として不安になるのは、まず排ガスにダイオキシンなどの環境汚染物質が含まれていないかであります。施設から排出されるガスの測定はもとより、周辺の土壌についてもぜひともダイオキシンなどの濃度測定をやっていただいで、稼働前と稼働後との比較ができるようにしていただきたい。

また、当初、住民説明会を行うような、説明会をするということもお聞きをしておりましたが、いろんな理由があろうかと存じますので、その件につきましても回答いただければ幸いです。

また、新ごみ処理施設から出ている排ガスについては、法令で定められた数値や協定値を下回っているのかについて、住民としては大変関心があるところあります。その測定結果は常に公表していくと聞いておりますが、どのように公表していかれるのか教えていただきたい。安心を目に見える形にするということは、非常に大切なことでもあります。

以上、町長の簡潔で明快なる答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの平谷議員の新ごみ処理施設についてのご質問にお答えをいたします。

議員の質問にもございましたように、令和3年の1月4日から新ごみ処理施設エコクリーンセンター南越が稼働いたします。この施設は、最新技術を導入いたしまして、24時間連続で焼却を行うことでダイオキシン類などの排出を抑制いたします。また、ごみを焼却したときに発生する熱エネルギーを回収しまして発電をすることによりましてこの施設の運転に必要な電気を賄い、循環型社会の形成に貢献いたします。

この施設の稼働に伴いまして、これまで燃やせないごみとして出していた汚れが付着し洗浄が困難なプラスチック製容器包装、汚れが付着したプラマーク以外

の容器、洗浄が困難なペットボトルやビデオテープなどを燃やせるごみとして出せるように変更をいたしました。

さて、このようにごみの出し方が一部変わることにつきましては、議員ご指摘のとおり、町民の皆様への周知としまして、チラシ、広報、分別周知ビデオ、ホームページ、ポスターなど、あらゆる媒体を活用いたしまして実施中及び実施予定であります。

当初、開催予定をしておりました住民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止といたしました。

次に、ダイオキシン類などの周辺土壌の調査でありますけれども、南越清掃組合新ごみ処理施設運營業務実施計画書におきまして、施設周辺の土壌ダイオキシン類の測定を毎年、年1回実施することが定められておりますので、先般、11月24日に関係区長さん、役員さんが立会いの下、生活環境影響調査の結果を受けて、南条総合運動公園において稼働前の土中のダイオキシンの調査を実施いたしました。現在、分析中でありまして、結果については公表する予定であります。

次に、新ごみ処理施設から出てくる排ガスの公表方法でありますけれども、この施設では、地元区と締結いたしました公害防止協定書で示されましたばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン、水銀の測定結果を公表していくこととし、大気汚染防止法に定められた規制値をさらに厳しくした自主規制値を定めまして、24時間監視の下、運転をしていきます。

この測定結果につきましては、ホームページでも常時公開していくとともに、新ごみ処理施設内、そしてまた南越前町役場1階にモニターを設置して公開をしていきます。

詳細につきましては、担当課長の方から説明させていただきます。

○議長（秋田重敏君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君） ごみの出し方の一部変更についての周知の状況と今後の予定につきましては、ご説明をさせていただきます。

まず、ごみの出し方の一部変更についてのチラシを10月末に区長さんを通じて全世帯に配布をいたしました。

同時に、ケーブルテレビにおきまして、南越清掃組合が作成した3分半程度の動画を、動画の名称は「家庭ごみの出し方の一部が変わります」という題でございまして、その番組を一日5回ほど放送しており、現在も放送中でございます。

また、チラシや動画につきましては、町のホームページでも掲載しております。こ

ちらにつきましては、南越清掃組合が動画投稿サイトユーチューブを利用して、先ほどお話ししました動画を投稿してございます。

これで町のホームページからユーチューブにアクセスできるようリンクを掲載いたしますので、自宅のパソコンや皆様お持ちのスマートフォンなどでも動画が視聴できるようにいたしております。

さらに、広報誌には、12月号で変更点につきまして掲載をしているところがございます。

また、区長さんを通じまして、全てのごみステーションに掲示ができるようなポスターを先日配布させていただきました。

今後の予定といたしまして、例年、年度末の3月に町内の全世帯にお配りをしております「家庭ごみの分け方・出し方」、これはB3サイズのちょっと大き目のポスターでございますが、今回は前倒しをいたしまして、12月末に全世帯に配布をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 平谷弘子君。

○12番（平谷弘子君）では、ちょっと課長にお伺いをしたいのですが、私も最近、よく行かされているんですが、越前市の北府の第1清掃センターが南越前町に移転されて、今度、新ごみ処理施設として稼働が始まります。ですが、今後、坂口地区にある埋立施設が閉鎖されたときに、また南越前町に移転されることがあるのかどうか。灰というか、燃えたカス。その辺のところをちょっと課長に一つ聞きたいのと、一日平均何十台のパッカー車が通行するようにはなるのですが、そのときに交通事故防止のためにも、今なんかは特に夕方暗いです。そうすると、やはりパッカー車というのですか、その車にも反射シールを貼ってもらうようお願いをしたいのですが、その辺のところを課長、ちょっと答弁よろしく願います。

○議長（秋田重敏君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君）ただいま2点ご質問がございましたので、回答させていただきます。

南越清掃組合が運営している施設には6つございまして、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設、プラスチック圧縮施設、埋立処分施設、し尿処理施設がございまして。そのうち、ごみ焼却施設が来年1月から南越前町で稼働が開

始されるものでございます。

今ご質問にございました第2清掃センター、坂口にある管理型埋立処分施設につきましては、埋立容量15万6,000立方メートルに対しまして、昨年度、令和元年度末で埋立残余容量が約8万1,000立方メートルでございまして、今後、20年以上は受入れが可能となっていることから、現在、新たな施設を南越前町を含めまして建設をしていく計画はございません。

また、パッカー車への反射シールの貼り付けにつきましては、法律により車両後部への反射シール設置が義務づけられているところでございまして、現在運用されておりますパッカー車におきまして、全てその対応がされているところでございます。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 平谷弘子君。

○12番（平谷弘子君） 私は前回にもちょっと心配していたんですけども、住民の方も私と一緒に思うのですが、この施設は高速道路をちょっと降りたところというか、高速道路の出入口が近い。やっぱりあの施設は一応24時間稼働というんです。そうすると、福島原発のごみが来ないのか。そういうことはないのかという、それだけちょっと課長、答弁よろしくお願いします。

○議長（秋田重敏君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村勝典君） 今ご質問の内容は、福島等を含めました災害廃棄物の受入れはこの施設ですのかどうかということございまして、実際に平成28年の8月に地元区と締結をいたしました公害防止協定で定めてございまして、そこには今現在運営をしている内容を変更した場合には、地元区の手承をいただくと明記をさせていただいております。ですので、外の災害廃棄物をこの施設で受け入れるという計画は全くございません。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 平谷弘子君。

○12番（平谷弘子君） 皆さん、これで安心なさっていると思います。

それと、ごめんなさい、1つだけ。これは農林課長になるのだと思うのですが、前回、あそこの熱を利用して何かハウス栽培を考慮しているのかということもお聞きしたことがあるのですが、その辺のところはちょこっとでいいです。な

かつたらない、あるんならあるで結構でございますが、それ1つだけ、よろしくお
願いします。

○議長（秋田重敏君） 山岸農林水産課長。

○農林水産課長（山岸 健君） ご質問にお答えいたします。

その後の関係機関との協議におきまして、要は園芸ハウスを栽培する国の補助
要件が栽培面積が50アール以上であること。それと、今のごみ処理場から受電
できます電気の量につきましては、50キロワットが最大であること。さらには、
その不足する電力を直接北陸電力からも購入できないこと。そういったことがご
ざいますので、令和3年度中の整備につきましては行わないことといたしまして、
一時転用の水田につきましては、原状に復旧していただくように南越清掃組合に
お願いをいたしてございます。

今後の電力の活用につきましては、関係機関と引き続き調査研究をさせていた
だきます。以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 平谷弘子君。

○12番（平谷弘子君） 大変、本当にいいご返答ばかりいただきました。あり
がとうございました。

○議長（秋田重敏君） 暫時休憩いたします。

休	憩
[休憩	午後 2時00分]
[再開	午後 2時10分]

再	開
---	---

○議長（秋田重敏君） 会議を再開します。

次に、

1. 情報の受発信について
 2. 令和3年度のイベントについて
- 4番 城野庄一君。

[4 番（城野庄一君）登壇]

○ 4 番（城野庄一君）議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式での一般質問を 2 点させていただきます。

1 点目ですが、情報の受発信についてです。

1 週間前の話ですが、はやぶさ 2 号が小惑星「リュウグウ」で採取した岩石資料を持ち帰るサンプルリターンという活動に成功いたしました。改めてお祝いを申し上げますとともに、日本における高い技術力に感激いたしているところでございます。また今後、未知へのチャレンジに期待をしたいと思っておりますし、自分自身もチャレンジ精神を大切にしながら活動をしていきたいと思っております。

本題に入りますが、イベント、観光地、学校の授業等における情報の受発信については、メディアによる発信以上に個人の SNS 等による情報の受発信がタイムリーであり、拡散スピードにも一日の長があります。また、昨今のコロナ禍において 3 密を避ける、もしくは影響を最小限にすることを目的とした取組が実施されてきております。

企業におきましては、テレワークの推進、学校はタブレット等を用いた遠隔授業の導入、校外授業や体育の授業への情報機器の活用がされてきています。

また、災害時の避難場所についても、3 密を避けるためにグラウンド等の活用を行ったテントや自家用車での避難、ハイブリッド車、電気自動車での電源確保も有効であると聞いておりますし、公民館、住民センター等に設置されておりますケーブルテレビの電話では、ケーブルテレビ同士の固定電話での通話しか確保されていないため、原状での情報の受発信には大きな課題が残されていると言わざるを得ません。

さらには、南越前町の課題でもあります過疎地域における高齢者や独居者の安否確認や、医療の充実等にも十分効果が期待できる情報機器の提供が進んでおります。このような現状を確認してまいりますと、今までのような各課の個別対応では、住民の皆様が求める対応策との乖離が発生してまいります。早急な対応、見直しが必要と考えますし、対応に当たってはチーム南越前としての取組が絶対必要条件になると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○ 議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

[町長（岩倉光弘君）登壇]

○ 町長（岩倉光弘君） ただいまの城野議員の一般質問にお答えをいたします。

近年、世界的な情報通信技術の進歩によりまして、経済活動、災害、医療、福祉、教育、さらには人、物、文化など多様な交流を生み出しまして、私たちの日常生活に必要な不可欠なツールとして根づいております。

こうした先端技術を自治体が活用いたしまして、災害時の被災状況、また避難情報の伝達、公共交通機関の予約、運行状況の確認、高齢者の防犯対策、安否確認などの見守り活動、教育現場におけるいわゆる学校ICTの活用など、より高度で高速な情報の受信発信が可能となったところであります。

全国的に見ますと、高齢者一人一人にタブレット端末を配布して情報の受け皿を一元化する取組みが行われている市町村もあるように聞いております。

また、このコロナ禍においては、極力、人との接触が避けられるという観点から、テレワーク、そしてまたサテライトオフィス、オンライン会議などが主流となって、改めて情報通信機器のありがたさを感じているところであります。

こうした光の部分の一方で、個人情報の流出、ネットの依存症、青少年の犯罪被害など情報化社会の影の問題も尽きることはありません。私たちは、こうした利便性の裏に隠れた危険性を十分認識した上で、情報通信機器と向き合う必要があると思っております。

詳細な答弁につきましては、担当課長の方から回答させていただきます。

○議長（秋田重敏君）北野総務課長。

○総務課長（北野 徹君）町で整備し活用している情報通信手段とその役割等について、説明させていただきます。

まず、町内約97%の世帯に設置をさせていただいている音声告知機でございますが、役場からの防災情報等の受発信のみならず、地区や集落単位でのエリア指定の情報発信や専用電話機での相互通話が可能となっております。また、ケーブルテレビの自主放送、J-ALERTと連動した防災行政無線、町が開設したホームページ、フェイスブック等々、家の中にいても外にいても、あるいは町内にいても町外にいても、情報が受信できる体制が整っております。

さらには、災害時のインターネットへの通信環境を向上させるため、防災拠点施設、核となる避難所、観光案内所等7施設に公衆無線LAN設備、いわゆるWi-Fi設備を整備いたしました。これによりまして、被災状況や安否確認等でアクセスが集中しても接続が可能となっております。また、これら施設の駐車場でも通信が可能のため、車中泊にも対応できるものとなっております。

また、7施設以外で各学校の体育館等の指定避難所についても、今後、災害時に

W i - F i 通信が可能となるよう通信業者等と協議を行いながら検討に入りたいと考えております。

最後に、各施設の通信環境につきまして、防災、教育、観光など横断的に対応できるよう情報主管課として総務課が調整役となるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（秋田重敏君）城野庄一君。

○4番（城野庄一君）横断的取組事例としての見える化と公民館、住民センターへのW i - F i 化への対応につきましても、安全性に課題があるからやらないのではなく、課題を理解した上で安全に使用することを周知徹底することで早急な運用開始をお願いしたいと思っております。

2点目ですが、令和3年度のイベントについてお伺いをいたします。

令和2年当初からコロナ感染症対策のため、ほぼ全てのイベントが中止となってまいりましたが、この実績についてどのように総括をされていますか。

また、福井県全体を見渡しての感想ですが、個々の対応状況を見てみると積極的に中止、もしくは限られた知見の中で新たな挑戦を行うところの2種類に分類ができるのではと考えます。南越前町の対応はどうだったのでしょうか。

現在の対応を令和3年度も維持していくのでは、イベントがなくなってしまうのではと不安をお持ちの町民の皆様が大勢いらっしゃいます。先輩方の大変な努力で何十年も継続実施されてきたイベントに対し、どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

この1年でコロナ禍におけるイベント開催への情報も集まってきていると思いますので、開催地の知見も収集していただいた上で明快な方向性をご提示いただくことが不安解消には必要と考えますが、いかがなお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの令和3年度のイベントについての回答をさせていただきます。

本年度は新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、イベント会場に来場されますお客さまと関係者の皆様の安全を最優先に考えまして、今庄のそばまつり、河野の夏まつり、はすまつりの三大イベントをはじめ、花はす早朝マラソン大

会など例年開催をしておりました様々なイベントについて、中止をさせていただきました。

議員ご指摘のとおり、これらのイベントや大会につきましては、先人たちの並々ならぬご尽力と長い歴史を積み重ねているものであります。その成果を絶やすことなく後世に引き継ぐことが我々の責任であり、役目であると深く認識をいたしております。

令和3年度におきましては、いずれのイベント等につきましても万全な新型コロナウイルス感染症の感染予防策を徹底して講じることを前提にして、関係団体の皆様方と開催に向けた具体的な実施内容、会場の使用方法などについて協議を努めまして、イベント等に関わる全ての方々が安心して、そしてまた安全に楽しんでいただけるような、そういう取組を鋭意努力し進めていきたいと思っております。

○議長（秋田重敏君） 城野庄一君。

○4番（城野庄一君） コロナ禍におけるイベントの開催につきましては、非常に高いハードルが存在をしていることは十分に理解をしておりますが、実施に向けた熱い思いを胸に秘め、一步を踏み出す行動力を期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（秋田重敏君） これにて城野庄一君の質問を終わります。

次に、

1. 間伐材の利用促進について

5番 熊谷良彦君。

〔5番（熊谷良彦君）登壇〕

○5番（熊谷良彦君） 議長のお許しをいただきましたので、本日の一般質問のしんがりを務めさせていただきます。

今12月定例会の一般質問として、間伐材の利用促進について質問をいたします。

私は、この3年間、町が推進しております森林境界明確化事業の地元の一員として山林を見て回る機会がございました。よく手入れしてある森林もございましたけれども、その多くは地権者の高齢化などの理由で手入れのされていない森林でした。

近年の台風や豪雨による被害では、これらの森林から出る多くの倒木などが川をせき止め、橋を破壊し、建物を押し流してきました。このような災害を防止するためには、適切な森林の管理と保全を長いスパンで維持していく必要があります。それこそ持続可能な開発目標の15番目に挙げられました持続可能な森林の経営の項目そのものです。

そこで私は、町主導による間伐の推進及び間伐材の利用促進とともに、小規模な森林整備に伴う助成制度の創設と併せて間伐材の搬出促進を図る必要があると考えております。

間伐には費用がかかり、そのままでは利用価値も少ないことから、採算が合わないということで敬遠されてまいりました。しかしながら、近年では間伐材を原料とした集成材を利用して多くの建物が建築されております。強度計算ができるため、構造計算ができ、建築確認が取れるためです。構造体として大断面の集成材が多く使われ、既に中層のマンションなどにも利用されております。

間伐材の活用例はこれだけではありません。建築物の基礎となる杭、耐震構造用のボード、木製玩具、ペット用品、避難所用の間仕切りや簡易ベッドなど、木材の良さを生かした製品が数多く作られています。

これらの事業では、第三セクターを設立して取り組んでいる自治体が数多くあります。将来、南越前町としてもこのような事業に取り組む環境を整えていただきたいと考えます。また、その中から南越前町独自のベンチャービジネスが立ち上がってくれることを期待したいと思っております。

適切な森林の保全と利活用の持続性が確保されれば、持続可能な循環型社会をつくっていくことが可能になると考えます。

以上、この間伐材の利用促進について、町はどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの熊谷議員の一般質問にお答をいたします。

森林は降った雨を蓄えて、ゆっくりと川に流す水源涵養や温室効果ガスの二酸化炭素を吸収する地球温暖化防止機能を有するなど、森林が果たす役割は非常に大きく、私たちが森林から受ける恩恵は計り知れません。そのような森林を守り、豊かに成長させるために欠かせないのが間伐であります。

森林が果たす役割を最大限に引き出すとともに、持続的に後世につないでいく

ことを目的に、令和元年度から森林環境譲与税が創設され、令和6年から森林環境税として全国の自治体に配分されることとなっております。

本町においては、間伐材の利用促進を図るとともに、災害の要因となる切捨て間伐を防止するため、間伐材の搬出運搬に対して森林環境譲与税を財源とした補助制度を設けまして、南条郡の森林組合の取組みを支援しているところであります。

また、現在の国の森林整備の補助要件は5町以上の団地となっておりまして、5町未満の小規模な団地は補助制度を活用した森林整備はできないということがあります。

こうしたことから、国の補助要件に合致しない小規模な団地については、森林環境譲与税を活用した森林整備事業について、関係機関と協議をしているところであります。

一方、間伐材の利用促進についてであります。南条郡森林組合におきましては、間伐材のB材はベニヤ板等の集成材として県外の企業へ搬出してあります。また、C材につきましてはバイオマス材として県内の企業へ搬出をし、買い取ってもらっている状況にあります。

南越前町では、間伐材の町内での活用につきまして福井県、そしてまた森林組合と連携して視察研修や調査研究を実施しておりまして、こうした集成材を取り扱う企業の誘致であったり、そしてまたバイオマスを生かした事業についても今後十分調査研究を重ねていく、そういう必要があると考えております。

まだまだ森林整備を推進していく上で多くの課題がありますが、森林環境税の使い道を含めて、福井県等と十分連携しながら、今後とも研究を進めていきたいと考えております。以上、熊谷議員の回答とさせていただきます。

○議長（秋田重敏君） 熊谷良彦君。

○5番（熊谷良彦君） 南越前町は大半が森林と言っても過言ではございません。森林整備のさらなる推進は環境の整備にも寄与いたします。また、最初の一般質問で喜村議員の発言の中にもございました獣害柵の緩衝用道路の整備にも寄与すると思えます。林業従事者が増加し、企業誘致や第三セクターが活躍し、我が町がより一層活性化するよう我が町での間伐材の有効活用を一刻も早く進めていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（秋田重敏君） これにて熊谷良彦君の質問を終わります。

閉 議

○議長（秋田重敏君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時35分〕

第 3 号 12月18日(金)

出席議員(敬称略) 14名

1番	高橋 宏介	2番	山本 徹郎	3番	大浦 和博
4番	城野 庄一	5番	熊谷 良彦	6番	喜村 喜代治
7番	平泉 初男	8番	加藤 伊平	9番	井上 利治
10番	生駒 一義	11番	秋田 重敏	12番	平谷 弘子
13番	山本 優	14番	丸岡 武司		

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	藤原 十三夫		
総務課長	北野 徹	観光まちづくり課長	関根 将人
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	西村 成男
農林水産課長	山岸 健	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教育長	上田 康彦	事務局長	坂井 浩伸
-----	-------	------	-------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書記	関 敏宏
--------	-------	----	------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

- 議案第 98 号 令和 2 年度南越前町一般会計補正予算(第 7 号)
- 議案第 99 号 令和 2 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 100 号 令和 2 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 101 号 令和 2 年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 102 号 令和 2 年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 103 号 令和 2 年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 104 号 令和 2 年度南越前町下水道特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 105 号 令和 2 年度南越前町水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 106 号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 議案第 107 号 南越前町の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
- 議案第 108 号 南越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 109 号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 110 号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

各常任委員長報告

議案第 84 号 令和元年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について

議案第 85 号 令和元年度南越前町水道事業会計決算認定について

各特別委員長報告

議案第 111 号 南越前町教育委員会委員の任命について

議案第 112 号 南越前町教育委員会委員の任命について

南越前町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

発議第 2 号 北陸新幹線敦賀開業の遅れに伴う福井県並行在来線準備会社に対する財政支援を求める意見書の提出について

議員派遣について

開 議
〔開議 午後 3時30分〕

○議長（秋田重敏君）本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、本日の日程に入ります。日程第1 議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第7号）から日程第13 議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの13議案を議題といたします。

常任委員長の報告

○議長（秋田重敏君）これらの案件につきましては、各常任委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 7番 平泉初男君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）平泉初男君。

〔 総務文教常任委員長登壇 報告 〕

○7番（平泉初男君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、12月16日に委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算の内、本委員会に関わる事項及び議案第106号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてから、議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの4議案につきまして、関係理事者の出席を求め所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

す。

〔総務文教常任委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。

産建厚生常任委員長 5番 熊谷良彦君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）熊谷良彦君。

〔産建厚生常任委員長登壇 報告〕

○5番（熊谷良彦君）それでは、産建厚生常任委員会よりご報告いたします。今期定例会において、産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、12月17日に委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算の内、本委員会に関わる事項から、議案第105号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算までの補正予算関係8議案、及び議案第107号 南越前町の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてから議案第109号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの3議案につきまして、関係理事者の出席を求めて、所管ごとに慎重に審査をいたしました。

次に、審査の過程で特に議論した事項について申し上げます。

1 今後の新型コロナ対策における経済支援について

「今回の補正において、電子決済サービスの追加補正をされましたが、今後、町における追加経済支援を行う場合には、町内住民に限定した支援を図っていただきたい。」との指摘に対し、「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内事業者の経営持続化と65歳以上の町民の経済的な生活支援ために商工会など関係機関と協議し、南越前町独自のプレミアム商品券の発行に取り組みます。」との回答でありました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（秋田重敏君）これより日程第1 議案第98号 令和2年度南越前町一般会計補正予算（第7号）から日程第8 議案第105号 令和2年度南越前町水道事業会計補正予算（第2号）までの8議案を一括して討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第98号から議案第105号までの8議案を一括して採決いたします。議案第98号から議案第105号までの8議案は、各常任委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）全員起立です。よって、議案第98号から議案第105号までの8議案は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第106号 南越前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてから日程第13 議案第110号 南越前町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの5議案を一括して討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第106号から議案第110号までの5議案を一括して採決いたします。議案第106号から議案第110号までの5議案は、各常任委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(秋田重敏君) 起立、全員です。よって、議案第106号から議案第110号までの5議案は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

特別委員長の報告

○議長(秋田重敏君) 次に、日程第14 議案第84号 令和元年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第15 議案第85号 令和元年度南越前町水道事業会計決算認定についての2議案を一括して議題といたします。本件につきましては、9月議会定例会で決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査になっておりましたが、すでに審査を終えておりますので、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長 6番 喜村喜代治君。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 喜村喜代治君。

[決算特別委員長登壇 報告]

○6番(喜村喜代治君) 決算特別委員会から報告をいたします。令和2年9月議会定例会において、決算特別委員会に付託されました、令和元年度南越前町各会計の決算認定に係る案件審査のため、10月12日から11月27日までの期間中の5日間、決算特別委員会を開催いたしました。審査の経過及び結果について、ご報告をいたします。

付託を受けました議案第84号 令和元年度南越前町各会計歳入歳出決算認定、及び議案第85号 令和元年度南越前町水道事業会計決算認定につきまして、関係理事者の出席を求めて慎重に審査いたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案どおり承認することに

決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました審査結果であります。

次に、審査の過程におきまして、特に議論し、改善策を求めた事項について申し上げます。

1. 「無雪化計画が平成23年に策定され、平成30年3月には一部見直しを行ったとのことですが、道路整備状況や中学校の統合計画など社会環境が年々大きく変動してきていることを踏まえ、変動に合わせた適正な無雪化計画の見直しを行うと共に、住宅団地等整備を行う際には、消雪の整備なども併せて実施するよう検討されたい。」との指摘に対し、「本町では、町道の消雪路線化を計画的に進めていくため、平成23年3月に南越前町消雪施設整備基本計画を策定し、平成30年3月に南越前町無雪化計画を策定いたしました。この計画は、町道の等級、交通量、人家密集率、水源の有無などから路線の評価を行ったもので、これを基に町道の消雪化事業を推進しているところであります。

今後は、社会環境の変動に併せて適正な時期に計画の見直しを実施すると共に、冬期間の安全確保のために道路消雪化事業を着実に取り組んでまいります。」との回答でした。

2. 「現在、水道事業など配管等の図面のデータ化を促進されておられるが、それらの図面を活用し、職員が迅速かつ適正に漏水等に対応できる体制づくりと専門技術者の育成を図り、安定した会計運営並びに有収率向上に努めるよう対応されたい。」との指摘に対し、「令和元年10月に水道法が改正され、管路の詳細な情報や水道施設の設置場所などを示した水道台帳の作成が義務付けられたため、本町では令和4年度の整備に向けて作成中でありまして、一元化された台帳を活用することにより迅速かつ適正な漏水対応が可能となります。また、今後、事務分野から技術分野まで様々な研修会に積極的に参加すると共に技能向上のための環境を整えることで、水道業務に携わる事務・技術担当者の育成と質的向上を図り、安全で安定した水道事業の運営と有収率の向上に努めてまいります。」との回答でございました。以上でございます。

今後は、議会として、改善策が講じられたか、見極めていく必要があると思います。町長以下、理事者におかれましては、誠意を持って対策を講じていただきますよう、お願い申し上げます。委員長報告といたします。議員各位のご賛同を、よろしくお願い申し上げます。決算特別委員会の報告を終わります。

〔決算特別委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（秋田重敏君）これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第84号及び議案第85号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立、全員です。よって議案第84号及び議案第85号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、新幹線・在来線対策特別委員長の報告を求めます。

新幹線・在来線対策特別委員長 8番 加藤伊平君。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）加藤伊平君。

〔新幹線・在来線対策特別委員長登壇 報告〕

○8番（加藤伊平君）新幹線・在来線対策特別委員会よりご報告申し上げます。去る11月27日並びに12月18日に第1委員会室において、新幹線・在来線対策特別委員会を開催いたしました。担当部局から、北陸新幹線金沢・敦賀間開業について、工期の延長及び事業費の増加などの説明や並行在来線開業延期に伴う財政負担などの説明を受け、議員各位からは、急行の運行の取り扱い、一般の列車の運行本数、開業の延期に伴う並行在来線新会社に係る費用負担などの質疑を交わしました。北陸新幹線の開業が1年以上延期されることが想定されることなどを踏まえて、当委員会としても、新幹線敦賀開業の延期

は同時に並行在来線新会社移行の延期に繋がり、並行在来線新会社に対する出資金など町の負担が増加し、人口規模、財政規模の小さな本町にとっては財政負担も多大となることから、国に対し新幹線工期の短縮の徹底や、新幹線開業が延期されることに伴う並行在来線会社の開業準備の追加経費負担の全額国費措置などの財政支援を求める意見書を国に提出することを採択いたしました。

今後も、国や鉄道運輸機構などの動向等を見据えながら、随時関係部局からの説明を求めて、慎重なる審議に努めてまいりたいと考えております。

以上、新幹線・在来線対策特別委員会の報告といたします。

〔新幹線・在来線対策特別委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて新幹線・在来線対策特別委員長の報告を終わります。

これより新幹線・在来線対策特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加議案の上程

○議長（秋田重敏君）次に、日程第16 議案第111号 南越前町教育委員会委員の任命について及び日程第17 議案第112号 南越前町教育委員会委員の任命についての2議案について、一括上程いたします。

提案理由の説明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案いたしました人事案件２件の議案につきまして、ご説明を申し上げます。

内容は、南越前町教育委員会委員の任命についてであります。現在、南越前町教育委員会委員をされております京藤壽雄氏及び今村三郎氏が、令和３年２月２８日をもって任期満了となりますので、新たに議案第１１１号では山本祥司氏を、議案第１１２号では櫛村沙奈絵氏を南越前町教育委員会委員に任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました教育委員会委員の任命２件につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

採 決

○議長（秋田重敏君）提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案件は、人事案件でありますので、慣例により、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、本案は質疑・討論を省略し、採決することに決しました。

これより、採決を行います。議案第１１１号 南越前町教育委員会委員に山本祥司君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。次に、議案第１１２号 南越前町教育委員会委員に櫛村沙奈絵君を任命することについては、これに同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

選 挙

○議長（秋田重敏君）次に、日程第18 南越前町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。本件については、地方自治法第182条第1項の規定により、議会において選挙をすることになっております。選挙の方法についてお諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦の方法としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、議長が推薦することに決定いたしました。南越前町選挙管理委員会委員に山口仁美君、中川洋美君、河畑国太郎君、宮下壽貴君を指名いたします。

次に、同補充員に谷崎哲夫君、川島定子君、勝見信昭君、土田喜計君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました方を南越前町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、南越前町選挙管理委員会委員に山口仁美君、中川洋美君、河畑国太郎君、宮下壽貴君。

次に同補充員には、谷崎哲夫君、川島定子君、勝見信昭君、土田喜計君が当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、ただいま指名した順序のとおり、1番 谷崎哲夫君、2番 川島定子君、3番 勝見信昭君、4番 土田喜計君と決定しました。

○議長（秋田重敏君）次に、日程第19 発議第2号 北陸新幹線敦賀開業の遅れに伴う福井県並行在来線準備会社に対する財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案者より 提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）6番 喜村喜代治君。

〔6番 喜村喜代治君登壇 説明〕

○6番（喜村喜代治君）それでは、発議第2号 北陸新幹線敦賀開業の遅れに伴う福井県並行在来線準備会社に対する財政支援を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今般、鉄道・運輸機構は北陸新幹線金沢―敦賀間において工事が遅れていることを公表しましたが、これに伴い並行在来線の開業が遅れることになると、運賃収入を得られないまま人件費や管理費等の追加経費が必要となるなどの影響が出てくることとなります。そのため、自治体等の追加負担が必要となる可能性に加え、現在策定中の経営計画についても運賃水準の維持や赤字相当分に充当する基金の規模等も見直しせざるを得ない事態となる。

また、沿線7市町の中で唯一の町である本町は、在来線における駅の数が多く路線延長も長いものの、人口規模、財政規模共に小さく、並行在来線の開業延期に伴う財政負担は、他の自治体以上に多大なものとなることが予想されるので、福井県並行在来線準備会社に対する財政支援を強く要望するため、本案を提出するものであります。

提案者 南越前町議会議員 喜村喜代治、賛成者 南越前町議会 平泉初男議員、同じく山本徹郎議員。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔6番 喜村喜代治君 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、発議第2号に対する質疑を行いません。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長(秋田重敏君) これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。発議第2号については、原案のとおり意見書を提出することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(秋田重敏君) 起立、全員です。よって、発議第2号は、原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

次に、日程第20 議員派遣についてを議題といたします。本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、議員の派遣について承認を求めるものであります。議員派遣については、調査・研修を目的に、お手元に配付のとおり、議員派遣を行おうとするものであります。ただし、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思っております。

お諮りいたします。本件について、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、承認することに決しました。ただいま、ご承認をいただきました議員派遣につきましては、派遣時期に新型コロナウイルス感染症拡大注意報などの発令、派遣先の感染拡大地域の指定などがされた場合など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮して、議員派遣を中止させていただくこともございますので、議員各位のご理解をいただきますようお願いいたします。

閉 会

○議長（秋田重敏君）以上で、本日の会議の日程は終了いたしました。閉会にあたり、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）令和2年12月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

初日の11日に、この本会議場におきまして、私どもが提案をさせていただきました13議案及び本日追加提案をさせていただきました2議案、並びに継続審査となっておりました令和元年度決算認定2議案、全て本会議で可決いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、年の瀬もせまりまして、あと10日あまりで新年を迎えることとなりますが、今年は、年明けから新型コロナウイルス感染症に明け暮れた一年でありました。来年こそは、この感染症が完全に終息し、今までどおりの生活を取り戻せる年となるよう願うところでございます。

今後も地方自治を取り巻く情勢は、厳しい状況にありますが、人口減少対策や地域の活性化について、引き続きしっかりと取り組むとともに、行財政改革を一層進めて、県、そしてまた関係市町と連携しながら、これからの地方自治の抱える課題の解決にあたる所存でありますので、議員の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げますとともに、議員の皆様方をはじめ町民も皆様こそって明るい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）議員各位におかれましては、今期定例会の運営にご協力を賜り、感謝申し上げます。また、各案件に対しまして、慎重に審議し、それぞれ妥当なるご決議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和2年も残りわずかとなってまいりました。全国的に新型コロナウイルス感染症の第3波が続いております。また、一昨日より大雪となっております、気温も低い日が続いております。議員各位をはじめ、町民の皆様方におかれまして

は、体調管理に留意され、三密を回避し、新しい生活様式の実践により感染の防止を徹底されて、輝かしい新年をご家族お揃いで迎えられることを心からご祈念申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和2年12月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後4時13分〕